

嬉野市高齢者
保健福祉計画
【令和6年度～令和8年度】
(素案)

令和6年1月現在
嬉 野 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け及び目的	2
3 計画の期間	3
4 国の動向	4
(1) 介護サービス基盤の計画的な整備	4
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み	5
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	5
5 計画の策定体制	6
(1) 高齢者保健福祉計画策定委員会における審議	6
(2) 高齢者福祉要望等実態調査の実施	6
(3) 関係各課や関係機関との調整・連携	6
6 計画の推進	6
第2章 高齢者を取り巻く状況	7
1 人口及び世帯の状況	7
(1) 人口及び高齢化の推移	7
(2) 人口ピラミッド	8
(3) 高齢者の人口構造	9
(4) 高齢者のいる世帯の状況	10
2 要介護認定者数と要介護認定率の推移	11
(1) 要介護認定者数及び認定率の推移	11
3 嬉野市の将来像	12
(1) 人口及び高齢化の将来像	12
(2) 高齢者の人口構造の将来像	13
4 高齢者福祉要望等実態調査からみた高齢者の実態と意向	14
(1) 要介護状態になるリスク保持者の割合	14
(2) 施設への入所・入居の検討状況	15
(3) 介護者の状況	15
(4) 介護者の勤務形態	16
(5) 今後の介護継続可能性	17
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 重点テーマ	18
3 計画の体系	20

第4章 具体的な施策の展開	21
1 高齢者等の保健事業	21
(1) 健康診査	21
(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	22
2 介護予防の推進	24
(1) 地域支援事業	24
(2) 在宅医療・介護連携事業	30
(3) 予防給付事業	32
(4) 地域包括支援センターの機能充実	33
3 在宅福祉に関する事業	35
4 生きがいづくり事業	39
5 高齢者の権利擁護事業	41
6 関係団体・事業者等の活用・支援	44
7 認知症施策「共生」と「予防」の推進	48
(1) 認知症に対する正しい理解の啓発	48
(2) 早期診断・早期対応	48
(3) 認知症対策の体制整備（認知症ケアパスの活用）	49
(4) 若年性認知症の人への支援	49
(5) 認知症の人の権利擁護事業について	50
(6) 認知症の人とその家族を支える地域づくり	50
8 生活支援体制整備事業	51
9 避難行動要支援者への避難支援の推進	53
第5章 施策の推進に向けた行政の体制	54
1 総合相談・苦情相談	54
2 サービス情報の提供	54
3 広報活動	54
4 関係部門等の連絡・調整	54
5 専門的人材の確保	55
6 高齢者の住まいの確保	55
7 生活困窮者への支援	55
8 感染症対策に係る体制整備	55

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

介護が必要になっても社会全体で支える新たな仕組みとして、平成12年4月に導入された介護保険制度は、これまでに介護予防重視型の制度への転換、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置による地域中心の新たなサービス体系の確立、さらには、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）が、各地域の実情に応じて推進されてきました。

平成29年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止等に向けた取り組みの推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などの介護保険制度の見直しが行われました。

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代^(※1)が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、嬉野市でも、同年に、後期高齢者が4,800人を超え、総人口に占める後期高齢化率は20%を超えると予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

さらに、団塊ジュニア世代^(※2)が65歳以上となる2040(令和22)年度には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取り組みが求められています。

また、児童、障がい者、高齢者などの個別の制度・サービスによる従来の支援体制では問題解決に至らない地域住民や世帯が増加するなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

嬉野市では、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、市民・事業者・行政が協働して高齢者の保健・福祉サービスを総合的に展開していくための指針となる計画として令和3年3月に「嬉野市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉のさらなる充実を図ってきました。

令和6年3月末をもって、現在の計画が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図るため、新たな「嬉野市高齢者保健福祉計画」を策定するものです。

※1 団塊の世代…昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけて生まれた世代

※2 団塊ジュニア世代…昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)にかけて生まれた世代

2 計画の位置付け及び目的

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する政策全般を策定するものです。要介護認定者だけでなく、すべての高齢者を対象とする計画であり、その目的はすべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。嬉野市では、「高齢者福祉計画」と一体的に高齢者の保健に関する取り組みについても計画化するという観点から、「高齢者保健福祉計画」として策定します。

また、杵藤地区広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画です。介護サービス基盤の整備及び第 1 号被保険者の保険料の基礎となるもので、要介護認定者、要支援認定者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象としており、3 年毎に介護保険事業に係る保険給付やサービスを円滑に提供するための基本となる実施計画となっています。

「高齢者保健福祉計画」はその目的、対象及び内容において、「介護保険事業計画」を包含する上位の計画と位置付けられ、両計画の連携と調和を保つためにも、一体的な策定が求められています。

【「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の関係】

嬉野市高齢者保健福祉計画

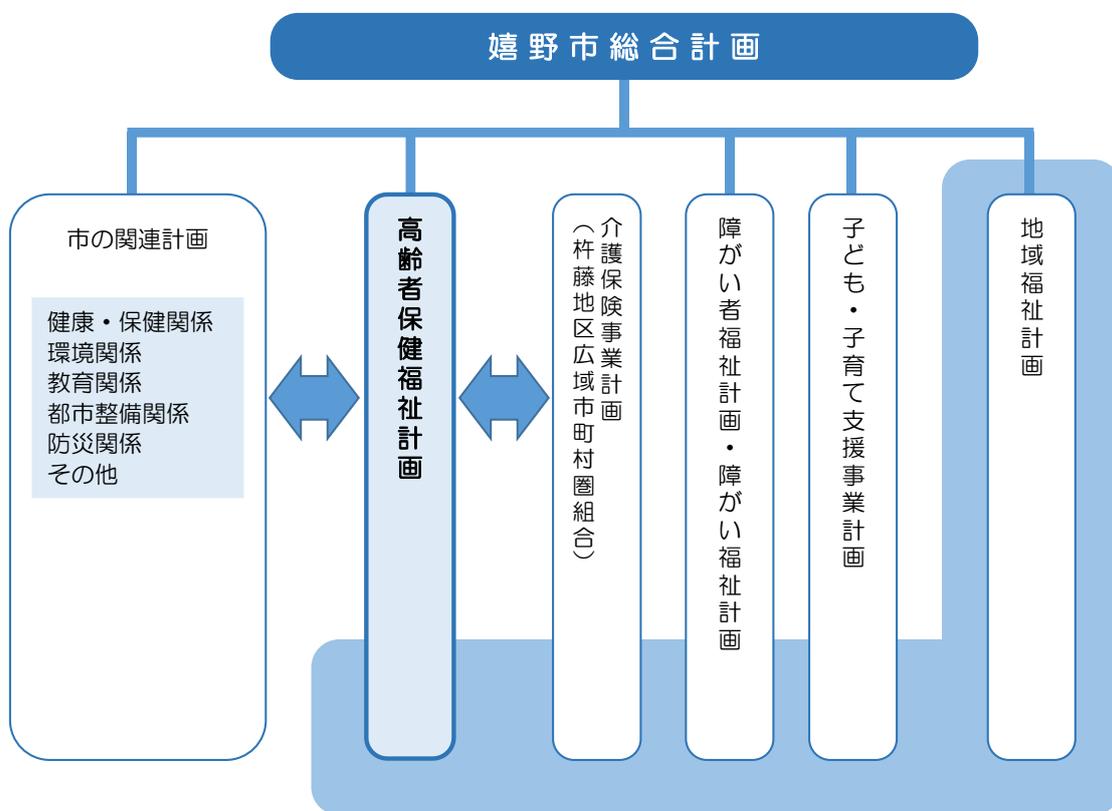
- 高齢者福祉施策全般の総合的な指針
- 介護保険以外の高齢者保健福祉の具体的施策

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画

- 介護保険に関する施策と事業見込み

また、本計画の見直しにあたっては、嬉野市の上位計画である「第2次嬉野市総合計画」や「第3次地域福祉計画」をはじめとする嬉野市の各種関連計画との整合性を図ります。

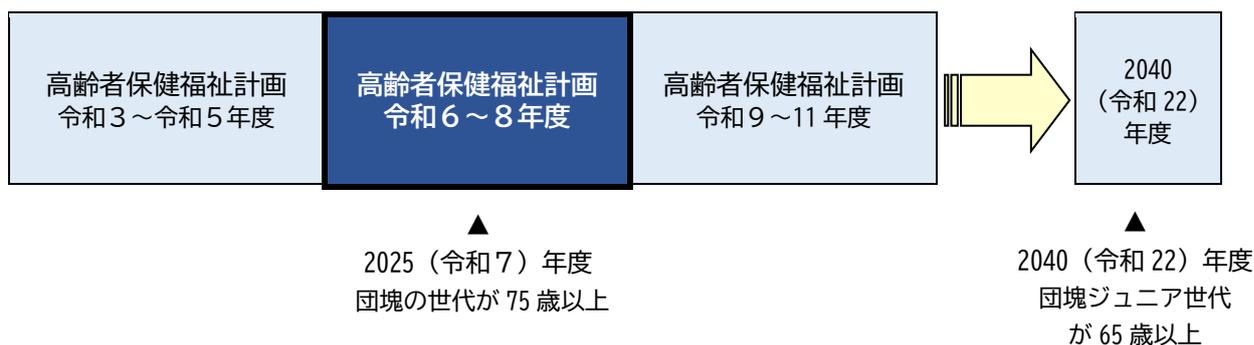
【計画の位置づけ】



3 計画の期間

嬉野市高齢者保健福祉計画は、杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画と一体的に推進するため、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025（令和7）年を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、本市における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。



4 国の動向

嬉野市高齢者保健福祉計画を策定するに当たっては、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえて策定される、杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画との整合を図る必要があります。

第9期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025（令和7）年を迎え、高齢者人口がピークを迎える2040（令和22）年を見通すと、今後85歳以上人口が急増することが予測されます。それに伴い医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要とされており、高齢者福祉計画の策定においても、以下の事項にかかる視点を持つことが必要です。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要となっています。

具体的には、令和3年度～令和5年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、第9期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせて、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。その際、必要に応じて周辺保険者のサービス需要を踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが重要となります。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要となります。

②在宅サービスの充実

地域包括ケアシステムを具体化するために中核をなすサービスといえる地域密着型サービスの更なる普及が重要となっています。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は小地域内でサービス提供を行うため利用者の「住み慣れた地域」での生活継続の支援に適していること、包括報酬型サービスであることから一人ひとりの心身状態の変化に現場レベルで柔軟に対応できるため「自分らしい暮らし」の支援に適しています。国で検討する普及方策も踏まえ、地域の実情に応じて更なる普及を検討し、取り組むことが重要です。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応するために、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備の推進、居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等の充実が求められています。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

①地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、「地域共生社会」の実現を目指すことが重要となります。地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進していくことが求められます。

また、地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることも踏まえ、障害分野や児童福祉分野など他分野と連携促進を図っていくことが重要であり、このようなニーズに対応し適切にその役割を果たすために、地域包括支援センターにおける体制や環境の整備を進めることが重要となります。

認知症施策については、認知症施策推進大綱における施策の各目標の進捗状況の評価を踏まえ、進捗状況が低調な項目については対応策を検討しつつ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要です。

②介護事業所間、医療・介護間の連携

デジタル技術を活用した医療・介護の情報基盤の一体的な整備によって、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進め、地域包括ケアシステムの一層の推進を図っていくことが必要となっています。

③保険者機能の強化

介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組みの重点化、内容の充実、見える化に取り組むことが重要となります。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

高齢者人口は2040年に向けてピークを迎えますが、生産年齢人口は今後急速に減少していくことが見込まれています。地域包括ケアシステムを支えるためには、介護人材の安定的な確保と介護サービスの質の向上や職員の負担軽減、職場環境の改善などの生産性の向上の推進を一体的に進めていくことが不可欠となっています。

介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施する必要があります。

5 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを行います。

(1) 高齢者保健福祉計画策定委員会における審議

本計画の策定にあたっては、嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会規定に基づく委員構成による「高齢者保健福祉計画策定委員会」を設定し、審議を行います。

(2) 高齢者福祉要望等実態調査の実施

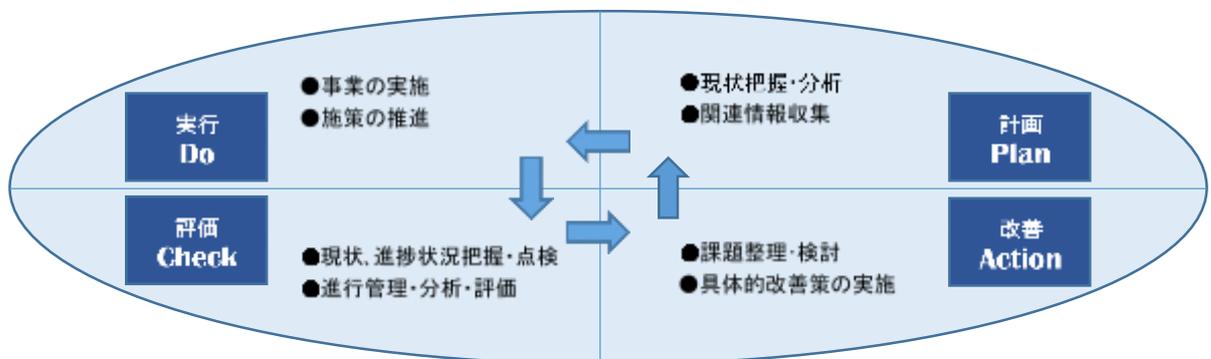
嬉野市に暮らす高齢者の日常生活状況や健康状態、介護の状況等を把握するため、令和5年度に、65歳以上の高齢者を対象とした「高齢者要望等実態調査」を県内統一調査として実施し、今後の高齢者福祉施策に活かすとともに、計画策定の基礎資料とします。

(3) 関係各課や関係機関との調整・連携

本計画は、福祉課等の関係課内の各グループや杵藤地区広域市町村圏組合等、関連する部門・機関との密接な連携を図りながら策定を行います。

6 計画の推進

本計画の進行管理については、計画策定過程における「高齢者保健福祉計画策定委員会」よりいただいたご意見等を踏まえながら、事業進捗状況の確認を行い、その結果に対する評価と事業の見直しなどを行うPDCAサイクルを導入し、事業を推進していきます。



第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口及び世帯の状況

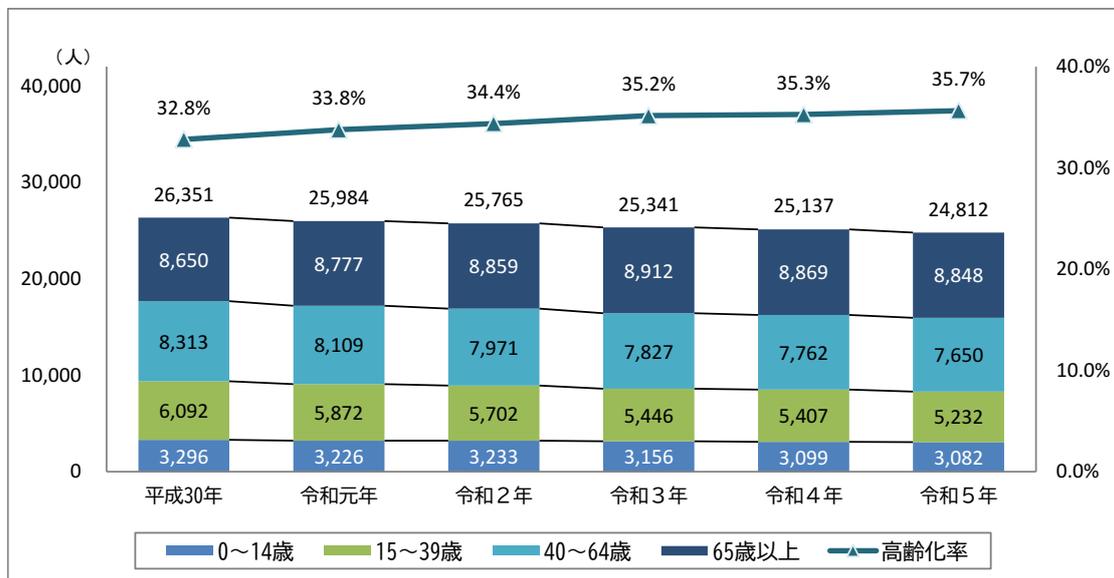
(1) 人口及び高齢化の推移

嬉野市の総人口は、平成30年の26,351人から令和5年の24,812人と緩やかな減少傾向となっています。

年齢階層別にみると、64歳以下は全ての年齢階層で減少し続けており、65歳以上の高齢者は令和3年度までは増加傾向で推移していましたが、その後減少傾向へ転じています。

高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は、平成30年の32.8%から、令和5年には35.7%となっており、毎年上昇を続けています。

【人口及び高齢化率の推移】



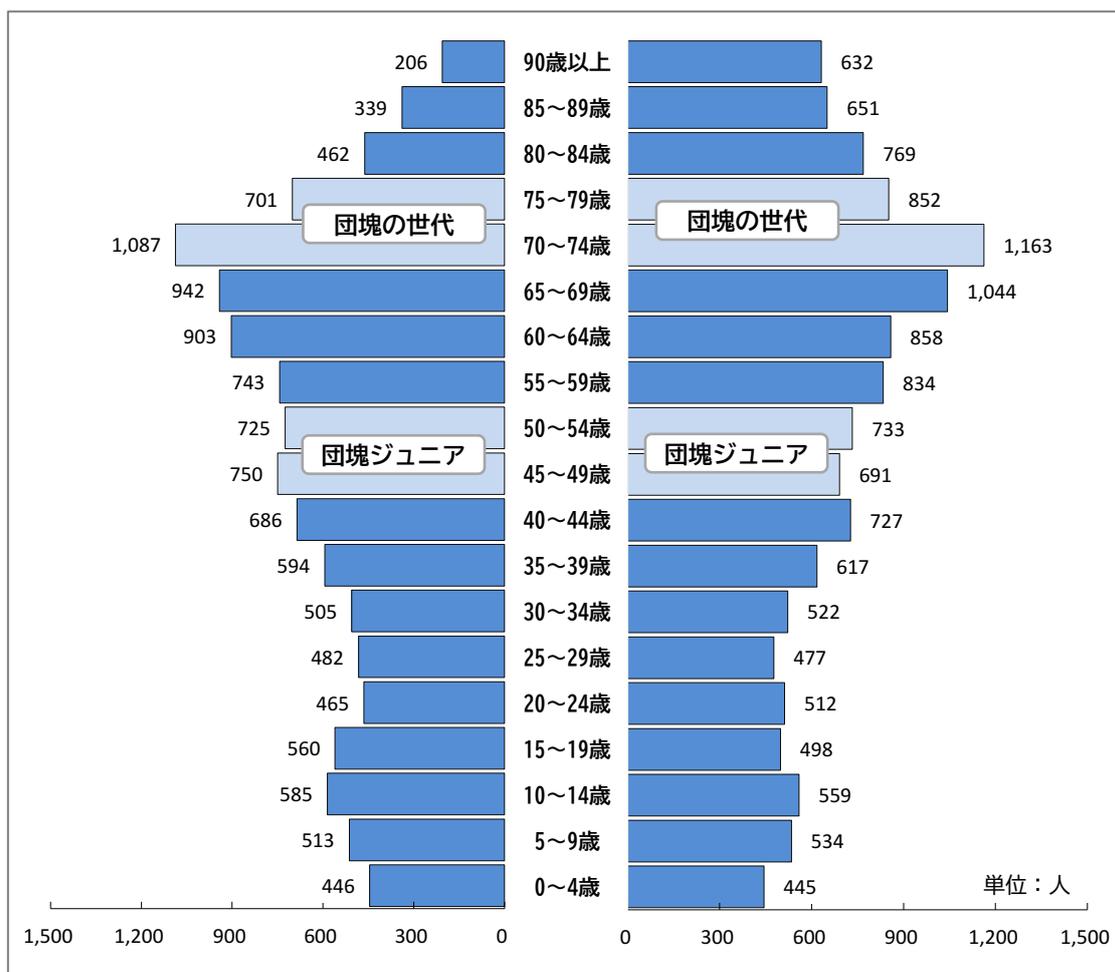
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 人口ピラミッド

令和5年9月末現在の5歳階級別人口ピラミッドをみると、いわゆる団塊の世代の高齢化が進み、70歳から74歳の年齢層が男女とも最も多くなっています。性別にみると、男性は70～74歳が1,087人で最も多く、次いで65～69歳の942人の順となっています。女性も70～74歳が1,163人で最も多く、次いで65～69歳の1,044人の順となっています。

【5歳階級別人口ピラミッド】

男性	総人口	女性
11,694人 (47.1%)	24,812人	13,118人 (52.9%)



資料：住民基本台帳（令和5年9月末現在）

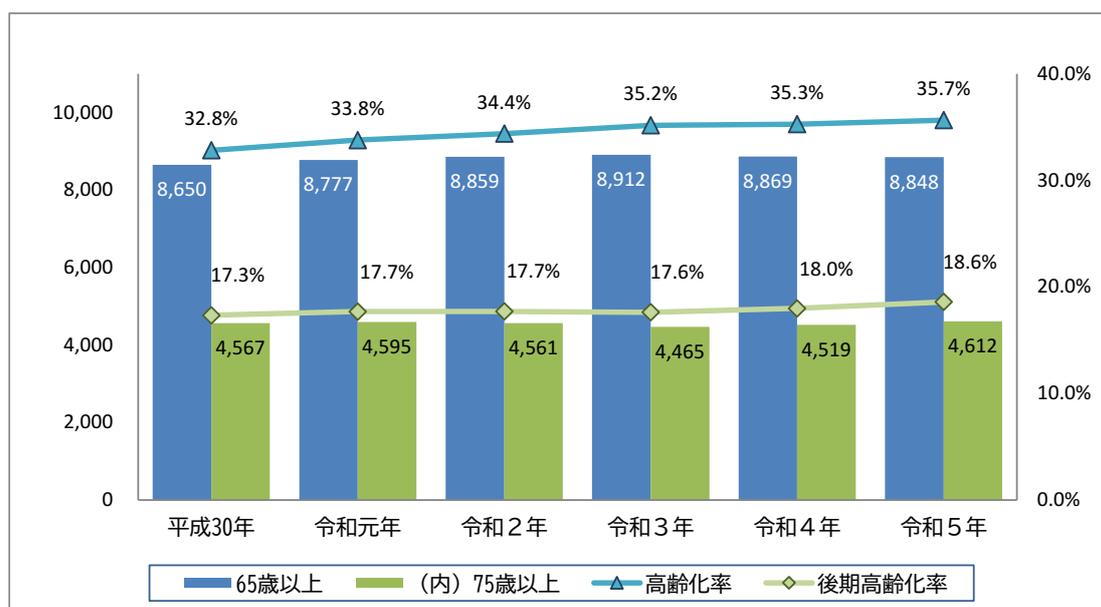
(3) 高齢者の人口構造

65歳以上の高齢者人口は、令和3年度まで増加傾向で推移していましたが、その後減少傾向へ転じています。

75歳以上の後期高齢者は、平成30年の4,567人から令和5年の4,612人と年ごとの増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は、平成30年の32.8%から、令和5年には35.7%となっています。また、後期高齢化率（総人口に占める後期高齢者の割合）も平成30年の17.3%から、令和5年には18.6%となっており、いずれも上昇しています。

【高齢者の人口構造】



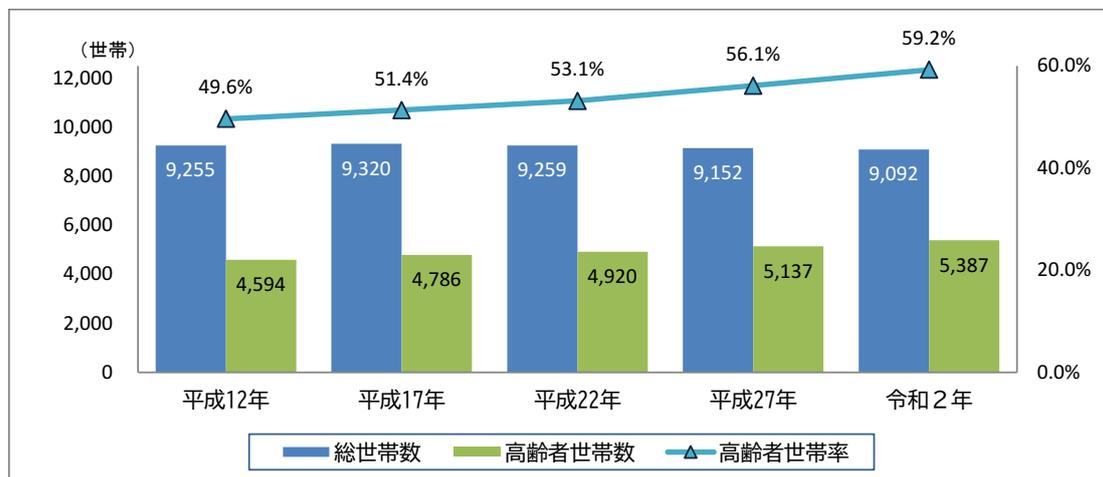
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(4) 高齢者のいる世帯の状況

総世帯数は、平成 17 年をピークに減少傾向にあり、令和 2 年には 9,092 世帯となっています。

一方、高齢者を世帯員に含む高齢者世帯数は、平成 12 年の 4,594 世帯から、令和 2 年の 5,387 世帯と増加傾向で推移しています。

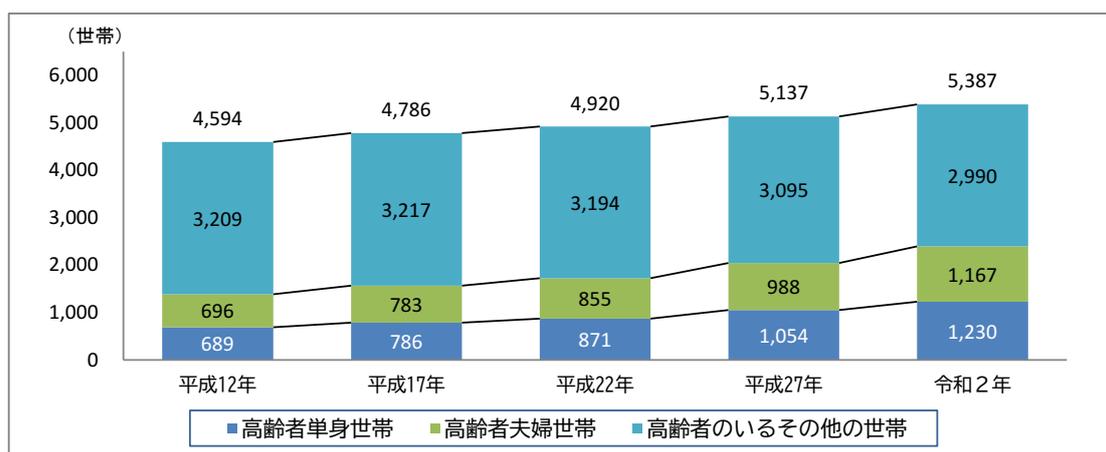
【高齢者世帯の推移】



資料：国勢調査

高齢者世帯の内訳をみると、高齢者と他の年代が同居する「高齢者のいるその他の世帯」は減少傾向で推移しているのに対し、「高齢者単身世帯」、「高齢者夫婦世帯」は年々増加しており、高齢者のみの世帯が着実に増えていることがわかります。

【高齢者世帯の推移（内訳）】



資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

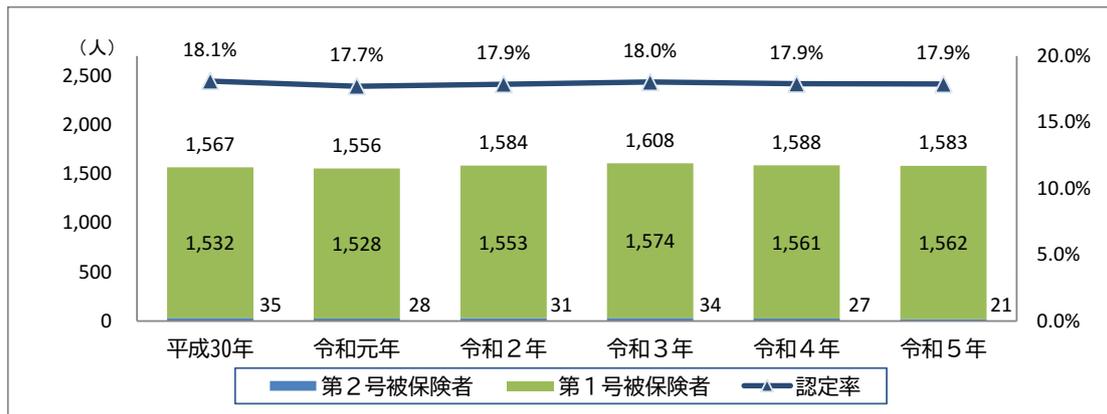
2 要介護認定者数と要介護認定率の推移

(1) 要介護認定者数及び認定率の推移

要介護等認定者数は、平成30年の1,567人から令和2年の1,583人と年ごとにバラつきはみられるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

認定率（要介護度認定者数を65歳以上高齢者数で除した値を百分率で示したもの）についても、ほぼ横ばいで推移しています。

【要介護認定者数及び認定率の推移（年齢層別）】

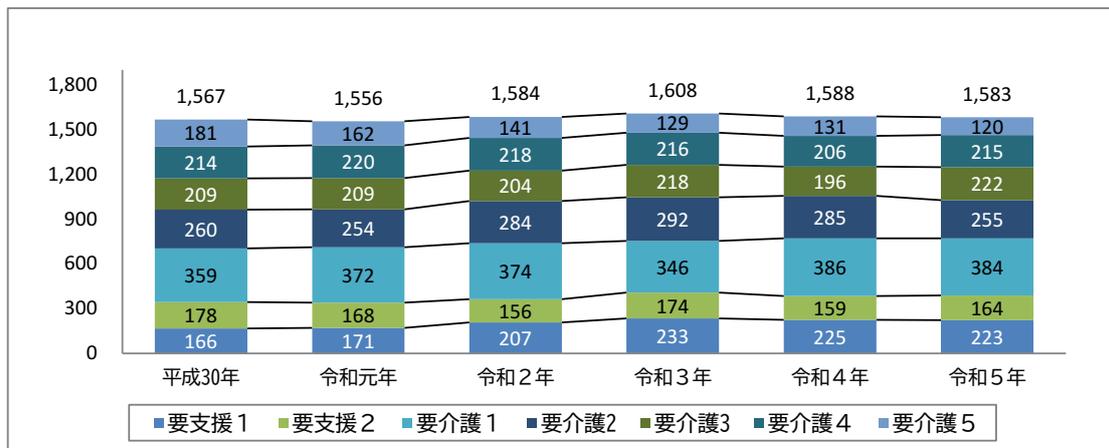


資料：介護保険事業状況報告（平成30～令和4年 各年9月末現在）
（令和5年8月末現在）

要介護度別の認定者みると、令和5年では要介護1が384人で最も多く、次いで要介護2が255人となっています。

平成30年と令和5年を比較すると、要支援1が57人増加し、要介護5が61人減少しています。

【要介護認定者数の推移（要介護度別）】



資料：介護保険事業状況報告（平成30～令和4年 各年9月末現在）（令和4年8月末現在）

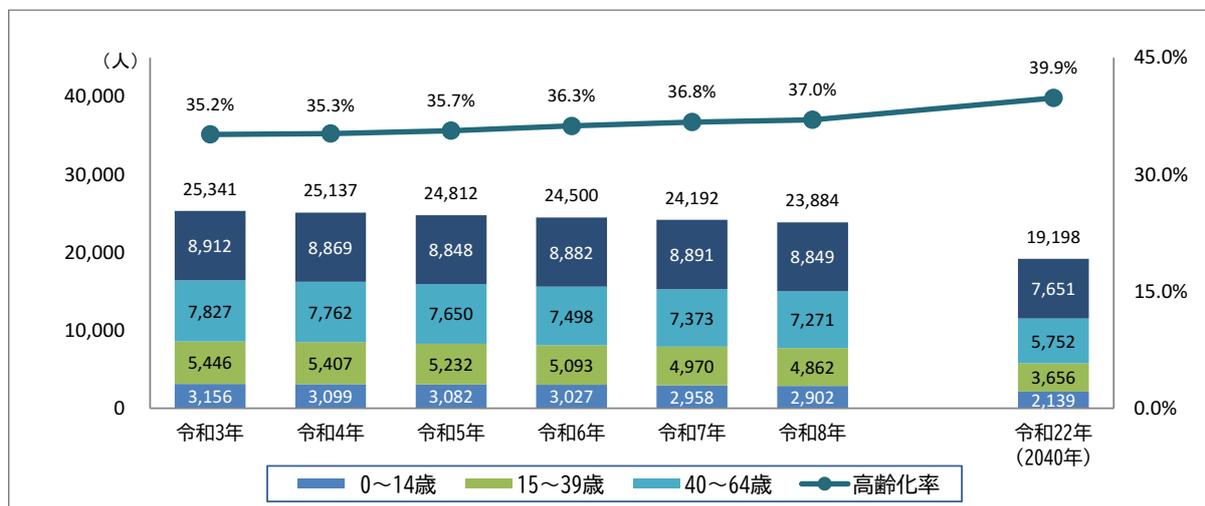
3 嬉野市の将来像

(1) 人口及び高齢化の将来像

杵藤地区広域市町村圏組合が推計した嬉野市の将来人口をみると、総人口は今後も減少傾向が続き、令和7年には24,192人と、令和3年の25,341人から1,149人、率にして4.5%減少すると予想されています。また、令和22(2040)年には19,198人と、令和3年から6,143人、率にして27.2%減少すると予想されています。

年齢階層別にみると、64歳以下は将来、減少し続けていますが、65歳以上は暫く横ばい傾向が続き、令和7年以降は緩やかに減少すると予想されていますが、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）についてみると、令和3年の35.2%から令和8年には37.0%に上昇し、その後も高齢化率は緩やかに増え続け、令和22(2040)年には39.9%にまで到達すると予想されています。

【人口及び高齢化率の将来像】

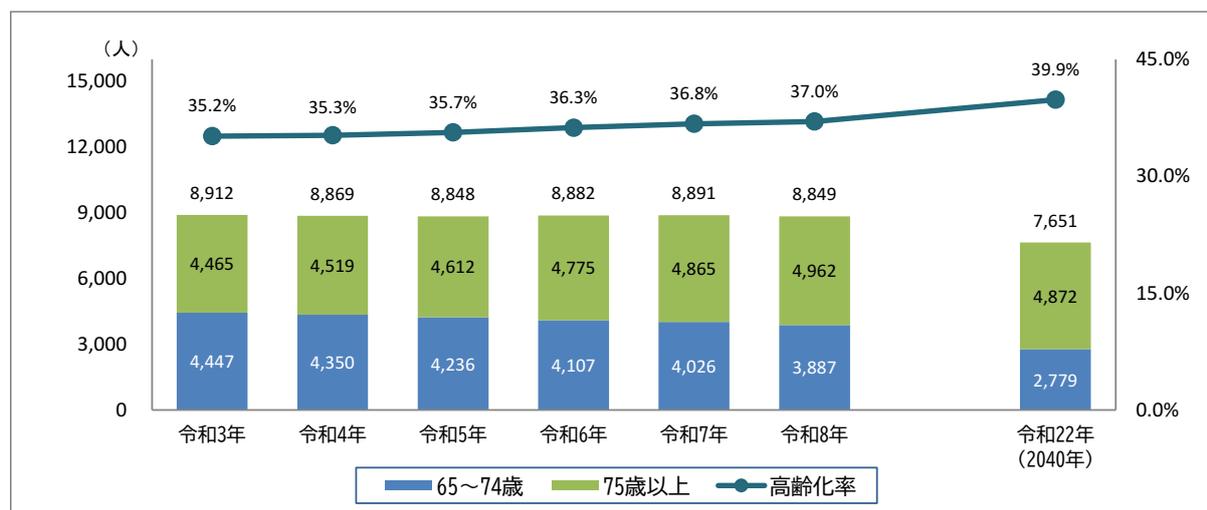


資料：令和5年までは住民基本台帳（各年9月末現在）、令和6年からは杵藤地区広域市町村圏組合による推計

(2) 高齢者の人口構造の将来像

杵藤地区広域市町村圏組合が推計した嬉野市の将来人口をもとに、65歳以上人口の将来像について、前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）別にみると、前期高齢者は令和3年以降減少傾向で推移すると予想されています。一方、後期高齢者は前期高齢者と傾向が異なり、令和8年まで増加傾向が続き、令和22（2040）年には減少するものの高齢者の多くを占めると予想されています。

【高齢者の人口構造の将来像】



資料：令和5年までは住民基本台帳（各年9月末現在）、令和6年からは杵藤地区広域市町村圏組合による推計

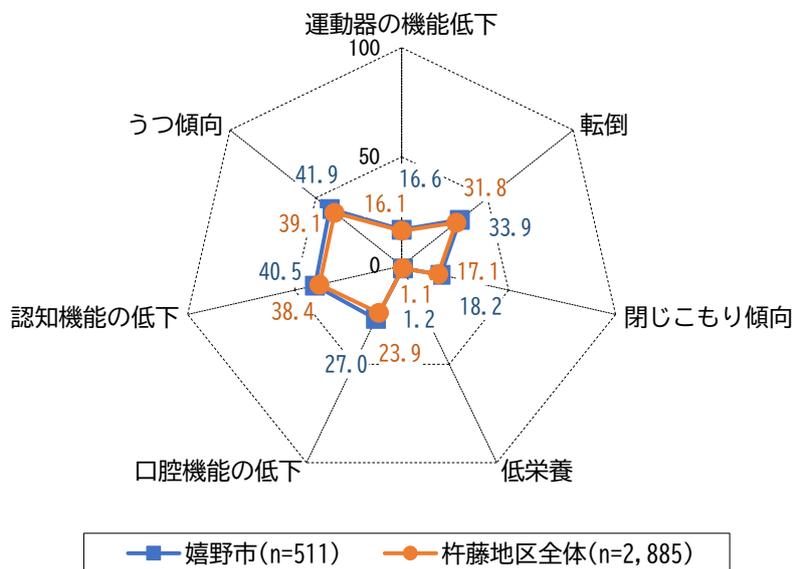
4 高齢者福祉要望等実態調査からみた高齢者の実態と意向

(1) 要介護状態になるリスク保持者の割合

高齢者福祉要望等実態調査のうち、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から算出される評価・判定結果（要介護状態になるリスク該当者割合）をみると、嬉野市は「うつ傾向」のリスク該当者割合が41.9%で最も高く、次いで「認知機能の低下」（40.5%）、「転倒」（33.9%）、「口腔機能の低下」（27.0%）、「閉じこもり傾向」（18.2%）、「運動器の機能低下」（16.6%）、「低栄養」（1.2%）の順となっています。

杵藤地区全体と比べ、ほぼ同様の傾向となっていますが、全ての項目で嬉野市の方が若干高くなっています。

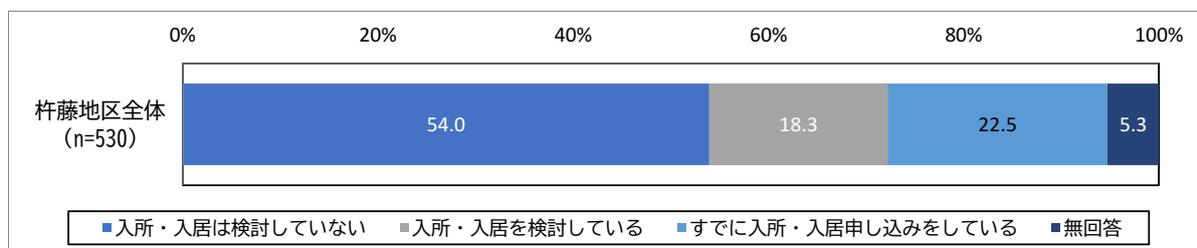
【生活機能に係るリスク該当者の割合】



(2) 施設への入所・入居の検討状況

高齢者福祉要望等実態調査のうち、在宅介護実態調査において、認定調査対象者に施設への入所・入居の検討状況をたずねたところ、「入所・入居を検討している」(18.3%)と「すでに入所・入居申し込みをしている」(22.5%)を合わせた入所・入居検討者の割合は40.8%となっています。

【施設への入所・入居の検討状況】



※嬉野市単独での集計は実施していません。

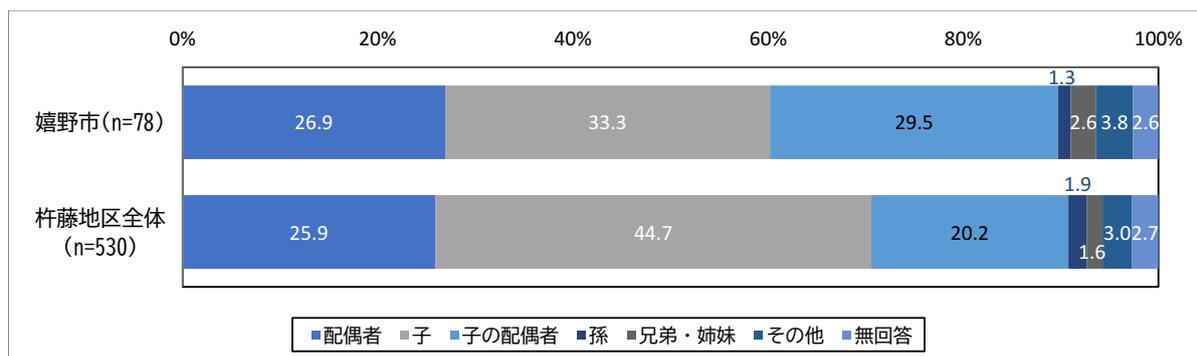
(3) 介護者の状況

①本人（認定調査対象者）との関係

認定調査対象者の介護者についてたずねたところ、介護者と本人（認定調査対象者）との関係は、「子」(33.3%)の割合が最も高く、次いで「子の配偶者」(29.5%)となっています。

杵藤地区全体と比べると、「子」の割合が低く、「子の配偶者」の割合が高くなっています。

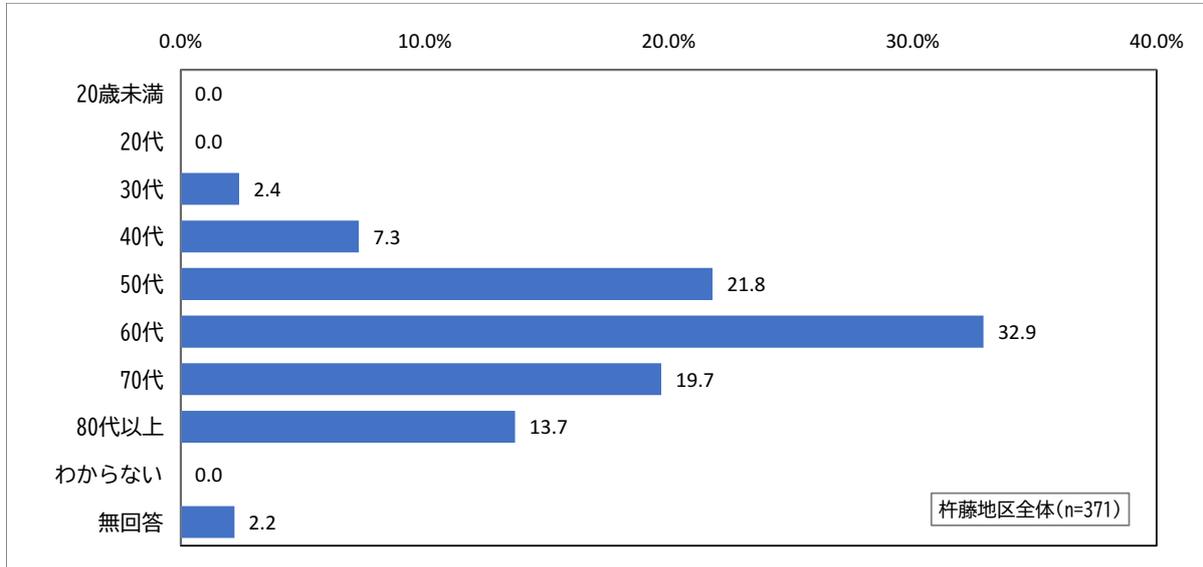
【本人（認定調査対象者）との関係】



②介護者の年齢

介護者の年齢は「60代」(32.9%)の割合が最も高く、次いで「50代」(21.8%)、「70代」19.7%の順となっています。なお、『60代以上』の割合は66.3%と、全体の3分の2近くとなっており『老老介護』の状況がうかがえます。

【介護者の年齢】

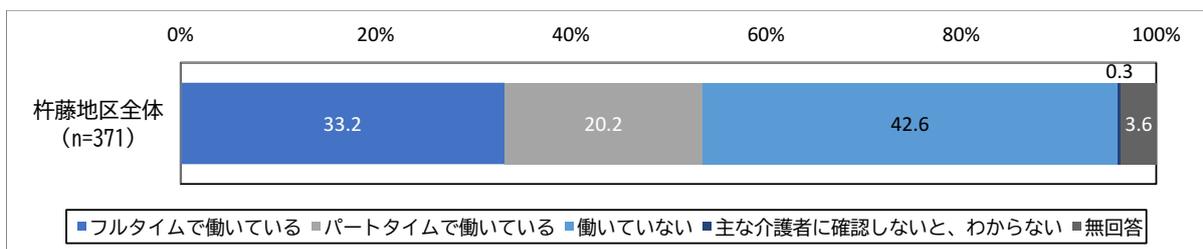


※嬉野市単独での集計は実施していません。

(4) 介護者の勤務形態

現在就労している介護者の勤務形態についてたずねたところ、「フルタイムで働いている」は33.2%、「パートタイムで働いている」は20.2%で、両者を合わせた介護者の就労率は半数を超えています。一方、「働いていない」は42.6%となっています。

【介護者の勤務形態】

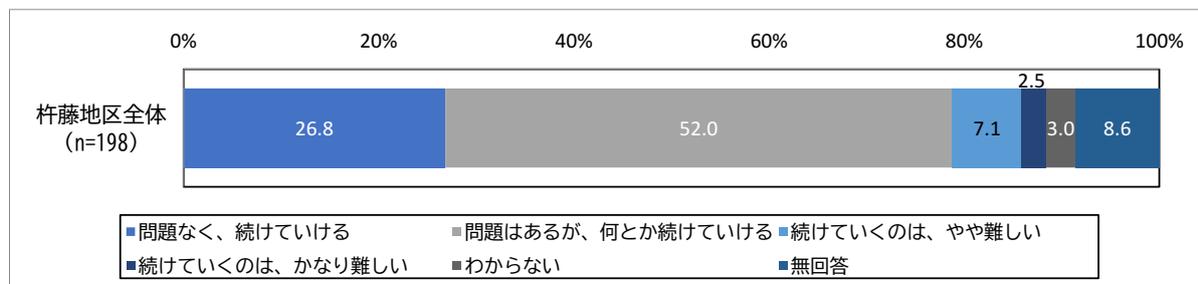


※嬉野市単独での集計は実施していません。

(5) 今後の介護継続可能性

現在就労している介護者のうち、今後の介護継続可能性についてたずねたところ、「問題はあるが、何とか続けていける」(52.0%)と答えた人の割合が最も高く、全体の半数を超えている。なお、「続けていくのは、やや難しい」(7.1%)と「続けていくのは、かなり難しい」(2.5%)を合わせた『難しい』が占める割合は9.6%となっています。

【介護者の勤務形態】



※嬉野市単独での集計は実施していません。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

高齢期となっても住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らしていくことは住民すべての願いです。

嬉野市では、このような望ましいまちづくりを実現するために、子どもから高齢者まですべての人が安心して暮らせるまちづくりをめざして、保健・医療・介護・福祉サービスの充実とふれあいと支え合いによる地域共生社会づくりを推進して、いきいきと笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

高齢者が健康にいきいきとして住み慣れた地域で安心して生活し、介護が必要な時は十分な介護サービスが受けられるように介護サービス体制の充実を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者等が地域の中で安心して生活できる環境づくりや住宅支援を促進するとともに、高齢者の豊かな社会知識・経験を活かせる環境を整え、高齢者が生きがいをもっていきいきと生活できる社会の構築を目指し、第8期計画の基本理念を踏襲し、「生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち」とします。

基本理念

生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち

2 重点テーマ

(重点テーマ1) 地域での自立生活を支援する地域包括ケア体制の構築

高齢者の多くが、長年生活してきた地域や在宅で、暮らし続けることを望んでいます。

寝たきりや認知症をはじめ、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、尊厳をもって、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、高齢者一人ひとりの生活状況や意向に合った保健・医療・福祉サービスや支援を総合的・継続的に提供するしくみとして、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

地域包括支援センターを拠点として、行政、介護サービス事業者、医療施設、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等の関係機関のみならず、老人クラブの活動や地域における見守り・支え合いの取り組み、ボランティア、NPO等、民間の福祉活動と連携し、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアのしくみづくりに取り組みます。

(重点テーマ2) 高齢者の健康づくり

健康づくりには、高齢者一人ひとりの主体的な健康管理が欠かせません。

そのため、高齢者を含む住民への健康づくりに関する意識啓発等に努めるとともに、高齢者が生涯にわたって健康に過ごせるよう、健康診査等の保健事業の充実を図っていきます。

また、要介護状態になる可能性のある対象者を把握し、介護予防の啓発などの取り組みを進めるとともに、生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせずいきいきと過ごせるよう、健康づくりと介護予防を一体的に推進します。

さらに高齢者支援団体等への支援を通じて、地域住民が一体となった高齢者の健康づくり体制の強化に努めます。

(重点テーマ3) 介護サービスの充実

高齢者が安心して暮らせ、必要な介護サービスを受けることができる環境・体制の整備については、介護保険者である杵藤地区広域市町村圏組合が広域的な視点から取り組んでいます。

嬉野市では、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、不安なく過ごすことができるように地域包括支援センターを中心に、地域に密着した訪問・相談等の体制づくりや介護事業所・施設間の連携・連絡体制の強化等により、在宅福祉や介護サービスの充実を図ります。

(重点テーマ4) 生活支援体制の充実

高齢化が今後一層進展することを踏まえ、高齢者が社会を支える一員として活躍できるよう、社会参画や地域貢献などに向けた生きがい支援策を推進していきます。

高齢者の知識や経験をよりよい地域づくりや地域活性化に活かすことができ、高齢期に生きがいを持っていきいきと過ごせるように、高齢者ボランティア等、高齢者団体の育成、就労機会の提供及び地域拠点づくりに努めるなど、高齢者を含めた住民の主体的な社会参画・地域づくりを応援・支援していきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らしていけるよう、高齢者のニーズを踏まえた生活支援サービスの充実・展開を図っていきます。

さらに認知症施策推進大綱を踏まえて、認知症予防に関する取り組みを進めつつ、認知症の人やその家族等、当事者の声を踏まえた啓発に取り組むなど、認知症になっても、周囲や地域の理解と協力のもと、家族とともに安心した生活を継続していけるよう取り組んでいきます。

3 計画の体系

基本理念	重点テーマ	施策の柱	具体的施策・事業
生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち	地域での自立生活を支援する地域包括ケア体制の構築	高齢者の健康づくり	1 高齢者等の保健事業 (1) 健康診査 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ①ハイリスクアプローチ（保健指導等） ②ポピュレーションアプローチ（健康相談・健康教育）
		介護サービスの充実	2 介護予防の推進 (1) 地域支援事業 ①一般介護予防事業 ②介護予防・生活支援サービス事業 ③包括的支援事業 ④任意事業 (2) 在宅医療・介護連携事業 (3) 予防給付事業 (4) 地域包括支援センターの機能充実 ①地域包括支援センターの適切な運営と中立・公正の確保 ②地域包括支援センターにおける人材の確保 ③総合的な介護予防マネジメント事業の実施 ④地域支援事業の効果的な実施 ⑤包括的・継続的マネジメント事業の実施 ⑥事業者等との連携
		生活支援体制の充実	3 在宅福祉に関する事業 ①食の自立支援事業 ②緊急通報システム事業 ③愛の一声運動推進活動事業 ④在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業 ⑤在宅高齢者介護手当支給事業 ⑥生活管理指導員短期宿泊事業 ⑦在宅介護者交流事業 ⑧高齢者運転免許証自主返納支援事業 ⑨みまもりネットワーク事業 ⑩救急医療情報キット事業
			4 生きがいづくり事業 ①生きがいデイサービス事業 ②老人福祉センター
			5 高齢者の権利擁護事業 ①成年後見制度 ②福祉サービス利用援助事業 ③高齢者虐待防止及び高齢者虐待相談対応
			6 関係団体・事業者等の活用・支援 ①嬉野市社会福祉協議会 ②地域コミュニティ ③嬉野市食生活改善推進協議会 ④嬉野市老人クラブ連合会 ⑤地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム） ⑥嬉野市シルバー人材センター ⑦嬉野市ボランティア連絡協議会 ⑧民生委員・児童委員 ⑨養護老人ホーム ⑩軽費老人ホーム（ケアハウス） ⑪認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑫介護保険施設等
			7 認知症施策「共生」と「予防」の推進 (1) 認知症に対する正しい理解の啓発 (2) 早期診断・早期対応 (3) 認知症対策の体制整備（認知症ケアパスの活用） (4) 若年性認知症の人への支援 (5) 認知症の人の権利擁護事業について (6) 認知症の人とその家族を支える地域づくり
			8 生活支援体制整備事業
			9 避難行動要支援者への避難支援の推進

第4章 具体的な施策の展開

1 高齢者等の保健事業

高齢者等が住み慣れた地域で健康でいきいきと充実した生活を送るためには、ケガや病気の予防、生活習慣病等の重症化予防や要介護状態への進行・悪化を防ぐことが重要です。

高齢者等がいつまでも元気で暮らせるよう、主に食事や生活面に着目した健康づくりを推進していきます。また、保健・医療・介護保険制度に則した効率的かつ効果的な事業提供の仕組み・体制について検討していきます。

(1) 健康診査

【現 状】

健康診査は、健康の保持増進、疾病の予防・早期発見・早期治療を目的として実施しています。各保険者が実施する特定健康診査は、メタボリックシンドローム※（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、生活習慣病の予防を目指したものです。後期高齢者の健康診査は生活習慣病だけでなくフレイル※の予防も目的としています。県内の特定健診実施医療機関（個別健診）で受診することができ、国保の特定健診については、がん検診と併せて受診することができるよう夜間や休日に集団健診も行っています。

【計 画】

メタボリックシンドロームやフレイルに着目し、受診者自身が生活習慣を見直すための機会として健康診査を行っていきます。

また、生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防につなげるため、積極的に健康診査の受診勧奨を行います。

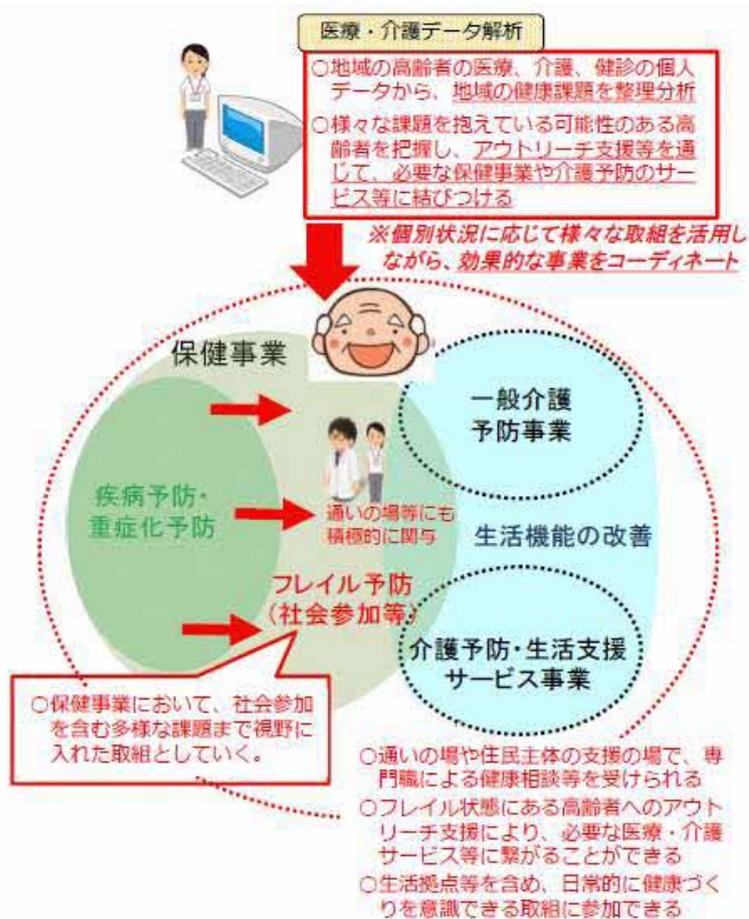
※メタボリックシンドローム…内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態

※フレイル…加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

人生 100 年時代を見据え、高齢者ができる限り健康で長生きできるよう、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施することを目的としています。そのため、高齢者の健診や医療・介護のデータを分析して、地域の課題を抽出・分析するとともに、高齢者一人ひとりに対して必要な病気の予防、合併症や重症化の予防、介護の予防を一体的に実施するものです。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ】



出典：厚生労働省資料

①ハイリスクアプローチ（保健指導等）

【現 状】

保健師、管理栄養士、看護師、歯科衛生士等が訪問して対象者に合わせた保健指導を行っています。

40～74歳の国保被保険者については、特定健診の結果から特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防プログラム等の対象者を抽出し、医療機関等と連携を行いながら生活習慣病予防や重症化予防に関する保健指導を行っています。

75歳以上の後期高齢者については、生活習慣病の重症化予防だけでなく健診・医療・介護のいずれのサービスも利用していない方を抽出して、健康状態の把握を行っています。

【計 画】

効率的・効果的に事業を行うため、地域の健康課題を分析し、優先順位をつけて保健指導を行っています。生活習慣病の重症化を予防することで、医療費の削減にもつなげていきます。

また、医療機関や各種関係機関との連携を強化し、必要に応じて適切なサービスにつなげていきます。

②ポピュレーションアプローチ（健康相談・健康教育）

【現 状】

健康の保持増進、生活習慣病や要介護状態等の予防についての正しい知識の普及を図るため、老人会や地域コミュニティ等の通いの場において各種健康教育を行い、血圧測定や健康相談も実施しています。

【計 画】

健康に関心のある人への支援にとどまらず、多くの高齢者に予防の重要性や効果を認識してもらうため、通いの場での講話だけでなく、市報、ホームページ、ケーブルテレビ等いろいろな手段を通して広く支援をしていきます。

また、老人会や通いの場での健康相談を行い、様々な課題を抱えている高齢者を必要な保健事業や介護予防サービス等につなげていきます。

2 介護予防の推進

介護予防の取り組みには、要支援・要介護になる前段階から、すべての高齢者を対象に実施する地域支援事業により、生活機能の維持向上を図り、要支援・要介護状態への移行予防及び重度化の予防・軽減により、高齢者の自己実現の達成を支援し、高齢者がいきいきと暮らせるよう支援していくことが重要です。

また、高齢者が地域で暮らしていくためにかかせない存在となった地域包括支援センターのさらなる充実を図ります。

(1) 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、「地域支援事業」に取り組みます。

地域支援事業については、一般介護予防事業として、すべての高齢者を対象に心身の状況等によってサービスを分けるのではなく、身近な場所で身近な人とのつながり・交流を通じて、活動の場が拡大していくような地域づくり等を推進します。

①一般介護予防事業

【現 状】

65歳以上の高齢者を対象とする一般介護予防事業として、次のような事業に取り組んでいます。

事業名	実施回数 (期間)	参加人員(延人数)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
運動器機能向上教室 (プール)	週1回 (5月～2月)	171人 (3,811人)	167人 (3,025人)	145人 (1,779人)
脳力アップ教室	週1回 (5月～2月)	57人 (1,228人)	55人 (1,020人)	56人 (319人)
口コモ予防運動教室	週1回 (5月～2月)	178人 (2,709人)	118人 (1,936人)	113人 (962人)
大人の音楽サロン	隔週1回 (5月～2月)	15人 (99人)		15人 (84人)
大人の音楽サロン(出前講座)	依頼時 (通年)	108人 (108人)	46人 (46人)	172人 (172人)
3B体操出前講座	依頼時 (通年)		43人 (43人)	20人 (20人)
健康相談・健康教育	依頼時 (通年)	13人 (13人)	445人 (445人)	367人 (444人)
リハビリテーション活動事業	依頼時 (通年)	20人 (20人)	36人 (36人)	50人 (50人)
口腔ケア出前講座	依頼時 (通年)		120人 (120人)	0人 (0人)

事業名	実施回数 (期間)	参加人員 (延人数)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
ケアトランポリン健康教室	週1回 (嬉野・塩田)	63人 (472人)	72人 (1,767人)	73人 (962人)
ふれあい介護予防講習会	1回×3地区 (嬉野・塩田・吉田)	124人 (124人)	119人 (119人)	0人 (0人)
いきいき百歳体操	週1回 (通年)	284人 (9,520人) 15団体	303人 (10,616人) 17団体	315人 (5,848人) 19団体

【計 画】

今後も、高齢者とその支援のための活動に関わるすべての方に対して、健康で自立した生活を送れるように支援する観点から、関係者と連携を図りつつ、一般介護予防事業等の推進に取り組めます。

また、担い手のいない地域でも住民主体の通いの場を充実できるよう、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、通いの場や住民主体の場（居場所）、理学療法士、保健師、管理栄養士等の専門職による健康教育、健康相談を受けられる環境を整えていくことで、高齢者のフレイル予防とともに疾病予防、重症化予防を拡充していきます。

	実績	計画		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者 (延人数)	1,638人 (19,179人)	1,700人 (20,000人)	1,750人 (20,500人)	1,800人 (21,000人)

②介護予防・生活支援サービス事業

【現 状】

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で生きがいを持ちながら、健康で安心して活動的な生活を送ることを目的として地域の支え合いの体制づくりを推進するために、サービスを提供する社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、居宅サービス事業者等に対して業務委託や補助金交付を行い、サービスの安定を図るとともに、新たな資源の活性化を図っていきます。

サービスの類型	事業内容
訪問型サービスD	<p>外出手段の確保による社会参加の促進を目的として、要支援者等に対し、通いの場への送迎及び買物や通院等が困難である者に対する移送前後の付添い支援サービスの提供を行うもの。</p> <p>○社会福祉法人済昭園・花佳・社会福祉法人たちばな会</p>
通所型サービスB	<p>居住地域の通いの場において、有償・無償のボランティア等で組織する住民団体等が介護予防体操やレクリエーション等の活動及び日常生活の支援のための柔軟なサービスを提供するもの。</p> <p>○ごましお健康くらぶ・塩田津ふれあいカフェ・ふれあい茶の間</p>
通所型サービスC	<p>通所により保健・医療の専門職による各種プログラムを短期集中的に利用することにより、要介護状態になることの予防、要支援状態の軽減又は悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営むように支援するもの。</p> <p>○リハプライド嬉野</p>



③包括的支援事業

【現 状】

高齢者の困りごとに対する身近な相談受付や支援を行う機関として、嬉野市では3箇所の地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、各職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。以下に示す4つの事業を主に行います。

■包括的支援事業の内容

事業名	内 容
総合相談支援事業	高齢者や家族からのさまざまな相談を受け、関係機関との連絡調整・協議・支援を行います。
権利擁護事業	成年後見制度、高齢者虐待などの相談を受け、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。 また、社会福祉協議会が窓口となり、判断能力が不十分な高齢者のサービス利用援助、金銭管理等を生活支援員が支援します。
介護予防ケアマネジメント事業	要介護状態となることを予防するため、介護予防事業等、包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。
包括的・継続的マネジメント事業	地域の介護支援専門員に対する支援や包括的・継続的なケアが提供されるように支援を行います。 地域ケア会議を活用し、専門職によりケアプランに関する助言を頂くとともに当事者を取り巻く地域課題についても検討を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
総合相談支援事業（延件数）	1,673 件	1,243 件	925 件
権利擁護事業（実人数）	39 人	31 人	10 人
包括的・継続的マネジメント支援事業			
地域ケア会議	11 回	12 回	6 回
地域ケア個別会議	17 回	17 回	9 回

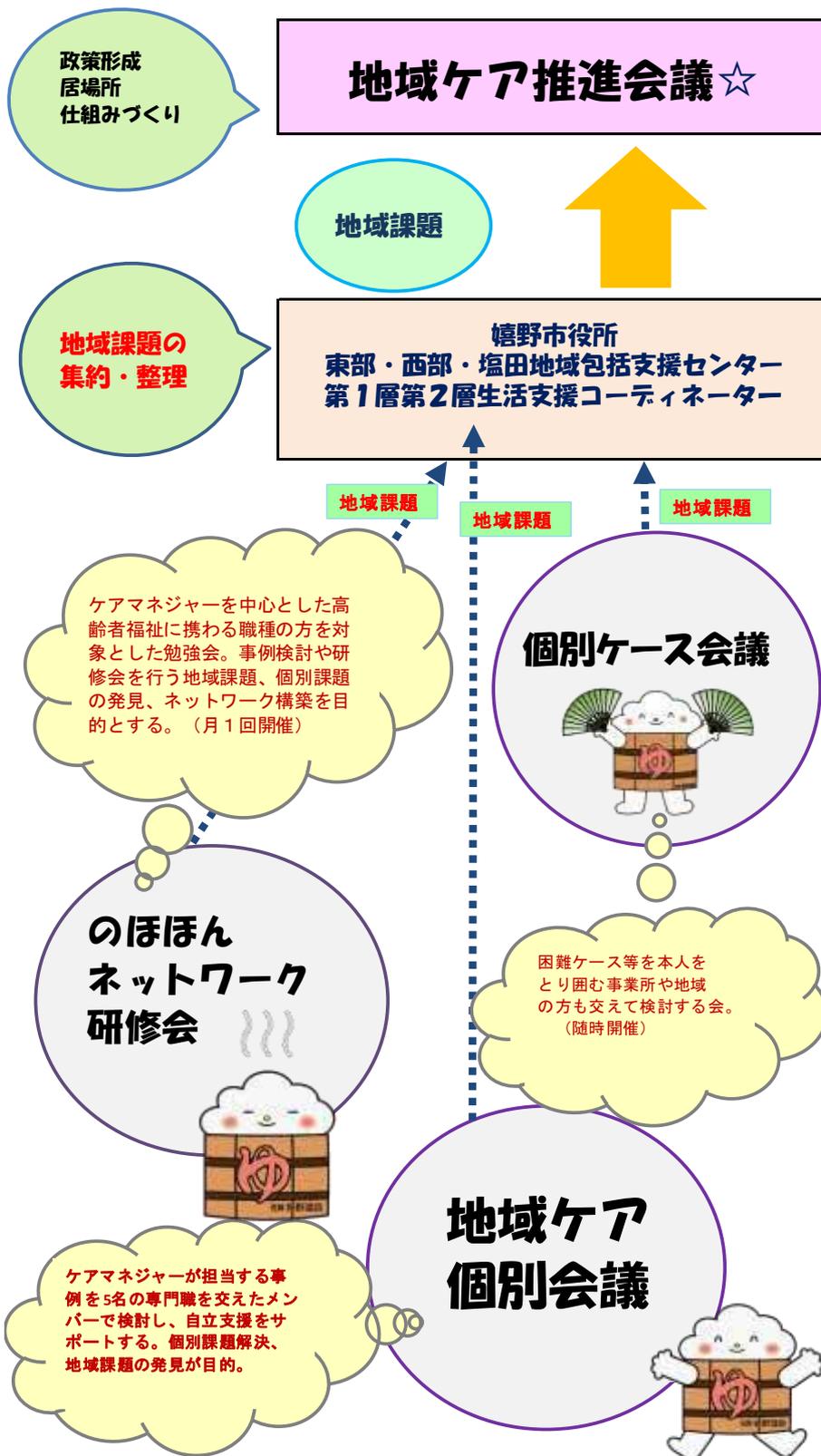
【計 画】

地域包括支援センターは高齢者の身近な総合相談窓口としての役割に加えて、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び、地域ケア会議等を活用してケアマネジメントを行う介護支援専門員の支援を行う等多様な業務を担っています。今後も課題に応じた地域ケア会議を開催し、市、各地域での地域課題を抽出し、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら総合的に機能強化を図ります。

■嬉野市の地域ケア会議

会議名	開催頻度	内 容
のほほんネットワーク研修会	毎月1回	介護支援専門員を中心に、サービス事業所、医療機関、薬局等、嬉野市内外の高齢者福祉に携わる方が自由に参加する研修会。内容は、事例検討、研修会、意見交換、情報交換など。事例検討の際は地域課題の抽出を行う。ネットワーク構築、地域課題の発見、個別課題の解決を目的とする。
地域ケア個別会議 (自立支援型地域ケア会議)	毎月 1～2回	自立支援を目指すケアマネジメントの支援を目的とする会議。個別ケースの課題分析を行うことにより <u>個別課題解決</u> 、 <u>地域課題発見</u> を目指す。出席者は、アドバイザー（薬剤師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士）事例提供者（介護支援専門員）、事例提供事業所、生活支援コーディネーター（1層、2層）、各包括職員、必要に応じて他職種も参加。1事例30分で1回あたり3事例検討し、その後地域課題を抽出。
個別ケース会議	必要時 随時	○開催主体→各地域包括支援センター 主に介護支援専門員が支援に困難を感じているケースや地域の現状、課題についての検討を関係機関や地域の関係者、親族等で検討することにより、個別課題の解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題発見を目的とする。
地域ケア推進会議	年1回	上記3つの会議やその他会議等で取り上げられた地域課題について行政、各地域包括支援センター生活支援コーディネーターとが主になり解決策を検討し、また、地域に必要な施策や事業の立案・実施に繋げることを検討し、地域づくり、資源開発、政策形成を目的とする会議。他の参加者は、行政区長、民生委員、老人会の代表者、福祉関係事業所代表者、社会福祉協議会、消防署、警察署等地域で高齢者福祉に携わる方。

【嬉野市の地域ケア会議】



④任意事業

【現 状】

任意事業として、愛の一声運動、見守りシール事業、介護者交流会、食の自立支援事業（配食サービス事業）、紙おむつ購入費助成事業、成年後見制度利用支援、認知症サポーター養成講座に取り組んでいます。

【計 画】

高齢になっても誰もが住み慣れた場所で安心して、その人らしい生活をおくることができるよう、今後も一層成年後見制度や認知症サポーター養成事業等に取り組むなどの活動を通じて、高齢者やその家族介護者等の支援に取り組んでいきます。

(2) 在宅医療・介護連携事業

【現 状】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスが提供できるようにすることが重要です。

年 度	実施内容
平成 28 (2016) 年度	鹿島藤津地区医師会に委託して市民公開講座や多職種によるグループワーク研修実施
平成 29 (2017) 年度	在宅医療介護連携推進事業の窓口病院であるふくだクリニックを中心として、嬉野市内の医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、包括支援センターと福祉課で「嬉野市在宅医療介護連携調整会議」を立ちあげる。 市内介護医療関係者からのアンケート調査を行う。
平成 30 (2018) 年度	多職種連携研修会を開催 8月24日 テーマ「在宅医療介護連携の必要性とそれを取り巻く現状について」 グループワーク「私の現場での困った体験」 参加者 66名 2月20日 テーマ「口腔ケアの実際と在宅ケアの現状」 グループワーク「日頃の口腔ケアはどうしていますか？」 参加者 85名
令和元 (2019) 年度	多職種研修会 8月22日 テーマ「終活をどう支えますか？」 医療・介護のための終活サポート講座 参加者 89名 市民公開講座 2月22日 テーマ「「終活」何から始めますか？」 (新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止)
令和2 (2020) 年度	新型コロナウイルス感染症対策のため活動休止

年 度	実施内容
令和3（2021）年度	鹿島藤津地区 多職種研修会 3月5日 講義：「コロナ禍の在宅医療とこれから」 新型コロナウイルス感染症予防の為、 オンラインで実施
令和4（2022）年度	鹿島藤津地区 市民公開講座 1月1日～ 「もしものときのために人生会議」 ローカルテレビ・インターネットで放送 嬉野市 多職種連携研修会 9月26日 テーマ「コロナ感染の状況とこれから私たちができること」 グループワーク「コロナ流行のマエとアト」 参加者 50名
令和5（2023）年度	鹿島藤津地区 多職種研修会 8月19日 テーマ：「コロナ禍を経験した私たちの在宅医療・介護」 グループワーク「実際の癌末期症例で認知症がある方のケース」 参加者 78名 鹿島藤津地区 市民公開講座 3月2日予定 テーマ：「“食べる”を支える医科歯科連携」 嬉野市 市民公開講座 8月31日 熱中症とフレイル予防に関する講演会 参加者 84名 嬉野市 多職種研修会 2月6日予定 テーマ：「災害時の支援活動について」

【計 画】

今後も、市内の医療と介護をつなぐ役割として、また、関係者の資質の向上の為に、「嬉野市在宅医療介護連携調整会議」が中心となり、多職種の研修会・市民公開講座等を開催していくとともに、在宅医療と介護の現状を把握・分析を行い、嬉野市の課題を明確にし、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進していく必要があります。今後、価値観の多様化する中で、高齢者が、在宅か施設（入院）を選択する必要になったときに、どちらでも選べるように、在宅医療の充実を図ります。

(3) 予防給付事業

【現 状】

地域包括支援センターは、平成 18（2006）年 4 月 1 日設立と同時に指定介護予防支援事業所指定を受けています。

高齢者等が、事業対象者の該当となられた時、要支援 1 または要支援 2 の介護認定を受けられた時は、状態悪化を予防し、できる限り在宅での生活が可能になるように高齢者等の自立した生活支援のためのケアマネジメントを実施して介護予防支援計画（ケアプラン）を作成しています。

【計 画】

高齢者が介護を要する状態になってもできる限り住み慣れた地域や家庭で安心して自立した生活が維持できるように、地域包括支援センターによるケアマネジメントを継続して実施します。

また、地域密着型の介護予防サービス事業を展開することにより、地域の特性を活かした在宅介護の充実を図ります。

(4) 地域包括支援センターの機能充実

高齢者の尊厳を守り、地域で支えるシステムを構築していくためには、地域における総合的な保健・医療サービス及び福祉サービスの提供を実施し、包括的・継続的なケアマネジメントシステムを構築していく機関として位置づけられている地域包括支援センターの持つ役割は非常に重要なものとなります。

平成30年度から、嬉野市を3つの地区に分け、嬉野東部地区（基幹型）は嬉野市が設置運営し、嬉野西部地区、塩田地区は法人等が設置運営することで、より細やかな支援等ができるように機能強化・体制整備を行ってきました。

嬉野市が運営する嬉野東部（基幹型）については、嬉野西部及び塩田地区地域包括支援センターの後方支援や連携を図りながら、在宅医療介護連携事業、認知症対策事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議等の充実を図っています。

【現 状】

地域包括支援センターは、介護予防の拠点として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が一体となり、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して自分らしく幸せに暮らし続けるための総合的な支援を行っています。

【計 画】

①地域包括支援センターの適切な運営と中立・公正の確保

地域包括支援センターの運営に関しては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険の被保険者、介護保険の利用者等からなる「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、中立・公正に運営がなされているかのチェックを実施していきます。

また、地域における介護保険以外のサービスとの連携や地域包括支援センター内の専門職確保のための支援を行い、適切な運営と中立・公正性の確保を行っていきます。

②地域包括支援センターにおける人材の確保

地域包括支援センターにおける各種業務が円滑に実施できるよう、地域包括支援センター運営協議会と連携し、地域包括支援センターにおける専門職員の確保をしていくとともに、施設内外の研修に参加し、職員の質の向上を図っていきます。

③総合的な介護予防マネジメント事業の実施

生活機能が低下していると思われる高齢者に関する情報について、地域の民生委員、訪問活動を担う保健師、主治医との連携等、様々なルートを活用して早期に把握し、それぞれの状態とニーズに応じた事業・サービスに結びつけるようなマネジメントに取り組みます。

同時に、予防給付のマネジメントについても総合的に実施し、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図っていきます。

④地域支援事業の効果的な実施

地域支援事業の実施にあたっては、地域の高齢者の利用意向等を十分に踏まえ、利用者のニーズに応じた事業の実施を図っていくとともに、予防給付との間でマネジメントの継続性・整合性が保てるよう地域包括支援センターと連携を図り、人材の育成等を含め体制の整備を進めていきます。

⑤包括的・継続的マネジメント事業の実施

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医・ケアマネジャー等多職種間の協働と連携による、「包括的かつ継続的なケアマネジメント」体制の構築に努めます。

保健福祉医療ネットワーク会議等の活用により、医療機関を含む関係施設やボランティア等様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築に努めます。

ケアマネジャーへの活動支援を通して、高齢者一人ひとりの立場に立った適切なケアマネジメントの提供を図ります。

⑥事業者等との連携

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、事業者に対する指導・助言を行っていきます。特に、地域密着型サービスについては、適切なサービス提供が行えるよう、事業所への立ち入り調査権限も活用しながら適切な指導・監督を図っていきます。

また、サービスの必要量確保のため、各事業所との連携強化、支援を図るとともに、近隣市町とも連携を図りサービス必要量確保に努めます。

3 在宅福祉に関する事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らせるように地域ぐるみで相互を支援し、介護に対する老後の不安をできるだけ軽減し、明るく豊かな高齢社会を目指し、医療・保健・介護・福祉が連携をとりながら、在宅福祉事業を実施します。

また、支援を必要とする高齢者の介護等に従事する職員等については、高齢者の気持ちを十分に理解できるよう、スキルアップを図るための介護・福祉等の研修会等への参加促進を図っていきます。

①食の自立支援事業

【現 状】

調理をすることが困難な、在宅のひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯に対して、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達して在宅生活の自立支援を行います。

月曜日から土曜日の6日間のうち、配食サービス基準表に基づいて決定した日数の夕食を提供し、高齢者の体力保持や安否確認を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
登録者数	78人	80人	87人
延べ利用者数	826人	718人	357人
配食数	9,048食	8,496食	4,300食

【計 画】

今後も、高齢者が健康で安心して、できる限り在宅生活を継続することができるよう、積極的な事業の広報活動を行うとともに安否確認を行います。

②緊急通報システム事業

【現 状】

在宅のひとり暮らし高齢者が安心・安全に在宅生活を続けていくために、既存の電話機に設置する緊急通報装置を貸与して、急病や災害等の緊急事態に適切、迅速に対応を行う救援体制の確立を図っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
貸出台数	84台	84台	74台
年間相談数	20件	35件	8件
訪問・コール数	851件	933件	487件
緊急時対応数	2件	11件	1件

【計 画】

今後も、ひとり暮らしの高齢者が安心して在宅生活を継続していくため事業周知を行い、スムーズな設置が可能になるよう、設置希望者の実態把握を行っていきます。また、高齢者の携帯電話の所持も増えてきています。今後はそのような状況を踏まえて、緊急通報システムの形態を検討していく必要があります。

③愛の一声運動推進活動事業

【現 状】

見守りが必要な在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を福祉連絡員が訪問し、高齢者と対話を行うことで孤独感の解消や日常生活における安全確保を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
訪問対象者数	68人	63人	65人

【計 画】

見守りが必要な在宅のひとり暮らし高齢者を地域のふれあいにより、日頃から見守りが行える体制の整備を図ります。また、事業についての周知を図るとともに、対象となる方の把握に努めていきます。

④在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業

【現 状】

常時、失禁状態にある高齢者に対して紙おむつ購入費助成券を支給し、在宅高齢者及びその家族を支援することにより在宅福祉の増進を図っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
登録者数	111人	110人	117人

【計 画】

身体状況や介護状況による支給決定や経済状況に応じた紙おむつの支給量の決定により、必要な方への適切なサービスの提供を行い、在宅生活の継続支援を行います。

⑤在宅高齢者介護手当支給事業

【現 状】

要介護3以上と認定された65歳以上の人を在宅で介護している介護者に対して介護手当を支給し、在宅高齢者及びその家族を支援することにより在宅福祉の増進を図っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
受給者数	48人	41人	38人

【計 画】

今後も、必要に応じて、高齢者ができる限り在宅生活が継続できるよう支援します。また、今後、必要な方への適切なサービスの提供を行い、在宅生活の継続支援を行います。

⑥生活管理指導員短期宿泊事業

【現 状】

基本的な生活習慣が欠如している高齢者、対人関係が成立しない高齢者、社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている事実が認められる高齢者等で日常生活を営むのに支障がある方を対象に、養護老人ホームを活用して一時的に宿泊を行い、生活習慣を指導し、体調調整を図り高齢者の在宅生活を支援しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末時点)
利用者数	4人	4人	2人
利用日数	51日	96日	18日

【計 画】

在宅高齢者の中には高齢者虐待等早急な対応を必要とする場合もあるため、今後も短期宿泊事業は継続し、必要な人に必要な支援を行っていきます。

⑦在宅介護者交流事業

【現 状】

在宅の要介護者を介護されている家族の方を対象に、介護技術の習得や介護者相互の交流により情報交換等を行い、介護ストレスの軽減等により在宅介護を支援・推進しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (10月末時点)
参加者数	9人	39人	26人
開催回数	1回	3回	2回

【計 画】

家族介護者の情報交換の場として、介護ストレスの軽減のために、在宅介護の支援を推進していきます。

また、事業の周知を図るとともに、ケアマネジャー等を通じて、介護者の参加を促していきます。

⑧高齢者運転免許証自主返納支援事業

【現 状】

高齢者による交通事故の減少を図るため、自ら運転免許証を返納した高齢者に対して運転経歴証明書発行に必要な額とタクシー券（8,000円分）を交付しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
件数	89件	80件	30件

【計 画】

今後も、自主的な返納を推進し、高齢者による交通事故を減少できるよう努めます。

⑨みまもりネットワーク事業

【現 状】

ひとり暮らしをしている高齢者の死亡事故等、悲惨な事故が報じられており、このような事故がないよう、安心安全なまちづくりを目指して、市と協力事業者で市民の見守り活動を行うために平成24年8月から実施しています。

この事業は、協力事業者が訪問・配達された際に市民の方の異変や心身の状況変化に気づいた場合に、市へ連絡をいただくネットワークシステムで、令和5年度で協定事業所は市内外で21事業所となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
協定事業所数	20事業所	21事業所	21事業所

【計 画】

今後も、協力事業者を随時募集し、見守りの輪の拡大を図っていきます。

⑩救急医療情報キット事業

【現 状】

災害時や緊急時において、高齢者の方の医療情報やかかりつけの病院や親類などをいち早く察知し、救命活動をスムーズに行うことができるようにするために、自宅（冷蔵庫）に「救急医療情報キット」を保管しておくものです。

【計 画】

今後も広報活動を行い、市民の方に周知していくとともに、必要な方には随時キットを配布し、高齢者の方々の不安の解消及び適切な救急活動に資するよう努めます。

4 生きがいつくり事業

高齢者等が住み慣れた地域で、健康でいきいきと充実した生活を送るためには、生きがいや楽しみを持つこと、また、高齢者同士の交流も大切になります。

要介護状態にならないよう、生きがいを持つことができるよう支援していきます。

①生きがいデイサービス事業

【現 状】

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、健康指導、入浴、給食等の各種サービスを提供して高齢者の健康増進と介護予防を図り、高齢者が生きがいを持って自立した生活を送ることを目指し、市内の2か所の事業所において生きがいデイサービス事業を実施しています。

生きがいデイサービス (塩田地区)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
登録者数	34人	31人	31人
延べ利用者数	1,464人	1,234人	607人

湯っくらーと(嬉野地区)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
登録者数	53人	38人	37人
延べ利用者数	1,585人	1,758人	942人

【計 画】

今後も事業を継続実施するとともに、高齢者が心身の機能低下、認知症等を予防し、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、趣味活動や老人クラブ活動等の生きがい活動事業の推進を図ります。

②老人福祉センター

【現 状】

嬉野老人福祉センターは、地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を提供する施設として設置されています。

なお、嬉野老人福祉センターは平成18（2006）年4月から指定管理者の委託を受けた社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会が管理を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
延べ利用者数	10,468人	10,827人	5,250人

【計 画】

最近では、介護予防の一つとして、「百歳体操」を実施したり、「ふれあいカフェ」や「オレンジカフェ」を開催し、高齢者や認知症の方、その家族等の交流と憩いの場を提供するなど新しい事業を積極的に取り入れて利用者の増加につながっています。

また、外部より講師を招いて「健康教室」を開催することもあります。

今後も高齢者の交流の場として、また、生きがい活動・介護予防、生涯学習の拠点として活用していきます。

5 高齢者の権利擁護事業

在宅で生活している高齢者等が、認知症等により判断能力が不十分になったりしても、地域社会の中で安心して生活できるよう、地域社会全体で支援していきます。

①成年後見制度

【現 状】

判断能力が十分でない高齢者等が福祉サービスの利用、不動産の売買、財産の相続等の手続や契約を行う時に法定後見人を定めて本人の財産や権利を守ります。

審判申立ての支援や申立てに要する費用の支援、成年後見人等が行う業務への報酬費用の支援を行う体制を整備しています。

平成 28（2016）年 5 月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）が施行されました。促進法では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等の内容が盛り込まれており、市町村でも総合的・計画的な推進を図ることと位置づけられています。今後は、財産管理のみならず、意思決定支援・身上監護も重視した制度の運用が必要となっていきます。

【計 画】

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者等を地域全体で支えていくための各種支援と理解を深めるための広報活動を実施して、地域で市民の方が安心して暮らしていけるよう支援していきます。

嬉野市では、令和 3（2021）年から促進法に基づく、中核機関として「嬉野市権利擁護センター」を設置しました。現在は、従来の「嬉野市権利擁護センター」を拡充し、鹿島市と太良町の 2 市 1 町の広域で、令和 5（2023）年 7 月から「藤津鹿島地区成年後見センター」を共同設置しました。

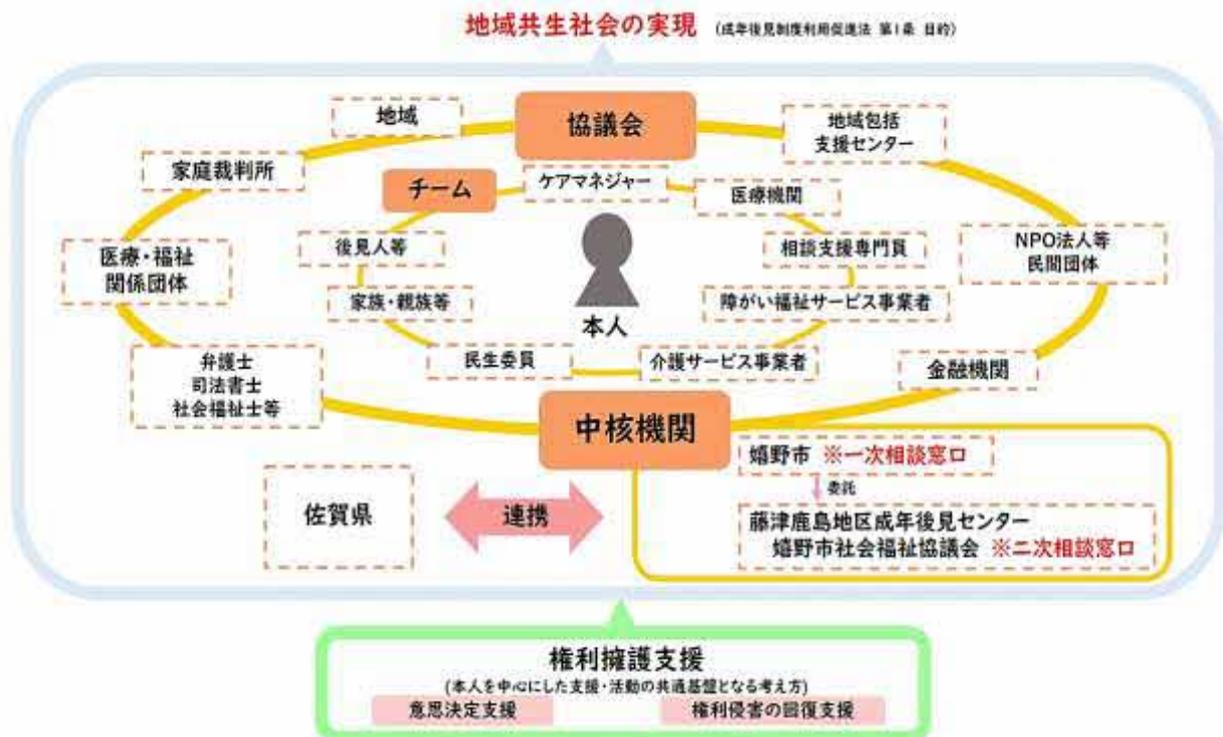
成年後見センターでは、判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、必要に応じて成年後見制度（以下「制度」と言う。）を適切に利用できる仕組みづくりを進め、さらに地域で支えることができるよう地域連携ネットワークづくりを構築することを目指します。地域連携ネットワークとは、身近な相談支援機関が本人を中心として福祉・医療・地域等の関係者や後見人で「チーム」を形成し、法律・福祉の専門職団体や、司法・福祉・医療・地域・金融機関等の関係機関が連携体制を構築していくことです。

センターの運営は、社会福祉士などの専門職を配置している嬉野市社会福祉協議会に委託しています。

■藤津鹿島地区成年後見センター機能

機能	内容
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な相談窓口の設置 ・専門職(法律・福祉)からの助言 ・困難事例等へのチームでの検討等 ・「一次相談窓口」である、市町や地域包括支援センター等の相談窓口では対応が困難な場合、「二次相談窓口」である成年後見センターが「一次相談窓口」と共同して対応する。 ・申立て書類作成の助言 ・適切な後見人等を検討するため、専門職を交えて受任者調整会議を開催
広報・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座(相談窓口機関、金融機関等)や研修会の開催 ・パンフレットやチラシ等を作成し、関係機関に配布。
後見人等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人等のバックアップ体制の構築 ・チーム等支援会議の調整等 ・一次相談窓口や各関係機関が、「チーム」として後見人等をサポートする体制を構築する。
市民後見人等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・県の市民後見人養成の方針等を踏まえ対応を検討していく。 ・市民後見人等の養成研修を行う。
地域連携ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、市町、福祉関係者(地域包括支援センター・社会福祉士等)、医療関係者(医療機関等)、法律関係者(家庭裁判所・弁護士・司法書士等)、金融機関、その他団体(NPO 法人・民間団体等)等の関係者等が連携できる仕組みづくりを行う。 ・市町、家庭裁判所、市町社会福祉協議会その他関係機関と意見交換、情報共有を行う機会を確保し、連携を強化するとともに、地域の権利擁護支援の仕組みづくりを図る。

【地域連携ネットワークのイメージ】



②福祉サービス利用援助事業

【現 状】

認知症、知的障害等により判断能力が不十分となり日常生活を営むことに不安のある在宅の高齢者を対象に実施する生活支援事業で、嬉野市社会福祉協議会がその窓口となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
利用者数	9人	7人	7人

【計 画】

嬉野市社会福祉協議会あんしんサポートセンターの生活支援専門員が、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等のサービス利用を希望する人に対して支援計画及び契約の後、嬉野市社会福祉協議会が選任した生活支援専門員が支援計画に沿った援助サービスを利用者に実施していきます。

今後、この事業についての市民の方への周知を図り、市民の方が安心して暮らしていけるよう支援していきます。

③高齢者虐待防止及び高齢者虐待相談対応

【現 状】

全国的にも高齢者に対する虐待が社会問題となっています。様々な問題が原因で発生する事例が多くなっております。嬉野市では、地域包括支援センターと嬉野市を中心に高齢者虐待の対応を行っています。高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく尊厳を持って暮らしていくことができるよう、関係機関と連携し、支援をしています。

【計 画】

地域住民、民生委員、ケアマネジャー、養介護施設従事者等が高齢者虐待に関する認識を深め、未然に防止できるよう、高齢者虐待に関する知識・理解の普及、高齢者虐待防止研修会の開催を行います。

嬉野市では、平成30(2018)年度より、高齢者虐待対応相談事業として、佐賀県社会福祉士会・佐賀県弁護士会からなる高齢者虐待対応専門職チームと委託契約を結び、高齢者虐待への適切な対応ができる体制づくりを構築しております。高齢者の尊厳を守り、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

6 関係団体・事業者等の活用・支援

高齢者が安心して暮らせるしくみを構築するため、地域の関係団体・事業者等の主体的な活動を支援するとともに、関係団体・事業者等との連携強化を図っていきます。

①嬉野市社会福祉協議会

【現 状】

嬉野市社会福祉協議会は社会福祉法に基づく民間福祉団体として、住民の参加、協力により地域福祉活動事業や各種福祉団体・ボランティア団体への援助育成、生活福祉資金貸付事業、各種相談事業、共同募金活動、日本赤十字の事務等の各種事業を実施しています。

【計 画】

今後も、地域に密着した住民参加型の地域福祉事業を積極的に推進していくために支援を行います。

②地域コミュニティ

【現 状】

地域住民が安全・安心に心豊かに暮らすことができ、住んで良かった、住み続けたいと思える地域づくりを目的に、地域住民が「自助・共助・公助」の役割分担を基本の考えとして、地域の課題解決に対する取り組みを行う住民組織となる地域コミュニティが、嬉野市の全地区（7団体）に組織されています。

【計 画】

ひとり暮らし高齢者への声かけ運動や買い物・交通弱者対策及び高齢者の生きがいとなるような世代間交流イベント・趣味講座の開催等、高齢者に対するバックアップ体制づくりを推進します。

③嬉野市食生活改善推進協議会

【現 状】

嬉野市食生活改善推進協議会は、市民の健康増進と福祉の向上を図るために食を通じた健康づくりのボランティア活動を行っています。

主な活動として、ひとり暮らし高齢者等への「愛の一皿運動」、各地区へ出向いての食生活改善普及講習会、親子の食育教室等ライフステージ別の食育事業も実施しています。

また、市が実施している「栄養教室」の支援も積極的に行っています。

【計 画】

今後も、住民の健康増進、福祉の向上のために事業の推進を図っていきます。

④嬉野市老人クラブ連合会

【現 状】

嬉野市の単位老人クラブは、令和5（2023）年度56団体、会員数2,121人です。

嬉野地区老人クラブ連合会と塩田地区老人クラブ連合会があり、それぞれに活動を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
団体数	57団体	57団体	56団体
会員数	2,668人	2,229人	2,121人

【計 画】

今後も、全国三大運動「健康・友愛・奉仕」を柱に、健康づくり・介護予防活動、若手リーダーの育成、クラブ未加入者への加入促進、地域支え合い活動、環境にやさしい活動の取り組み、安心と信頼できる社会保障制度に向けた学習と提言・提案を目標に老人クラブ活動を推進していきます。

⑤地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）

【現 状】

子どもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを、地域住民やCSO（市民社会組織）、ボランティア等が協働し、支援していく地域の拠点として活動しています。

【計 画】

今後も、地域福祉の拠点として、様々な方の支援を行っていきます。

⑥嬉野市シルバー人材センター

【現 状】

嬉野市シルバー人材センターは、高齢者が豊かな知識と経験を活かして働くことにより、高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的として活動しています。

【計 画】

今後は会員数の増加を図り、高齢者介護支援、子育て支援分野にも事業を拡張し、地域社会とのふれあいを高め、高齢者が健康で生きがいのある生活ができるよう取り組んでいきます。

⑦嬉野市ボランティア連絡協議会

【現 状】

嬉野市ボランティア連絡協議会では各グループそれぞれの特技を活かして福祉施設の訪問や市内の環境美化、募金等の活動を行っています。

また、市内の小学校・中学校・高校ではボランティア協力校として、ボランティア学習や募金活動等に取り組んでいます。

【計 画】

今後も、地域の多様なボランティア活動の活性化に取り組んでいきます。

⑧民生委員・児童委員

【現 状】

嬉野市の民生委員・児童委員の定数は74人（うち主任児童委員4人）で地域住民の健康や福祉に関する相談相手として重要な役割を果たしています。

また、地域のひとり暮らしの高齢者をはじめとした在宅の高齢者の見守り訪問等を行い、必要に応じて市へ連絡、愛の一声、緊急通報装置等利用の助言を行っています。

嬉野及び塩田の各地区で月1回開催される民生児童委員協議会定例会に出席し、連携強化に努めています。

【計 画】

今後も、住民の身近な相談相手、見守り役として行政につなげられるように連携の強化を図ります。

⑨養護老人ホーム

【現 状】

おおむね65歳以上の高齢者で身体上、精神上または環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所する施設です。施設に入所しながら、介護保険サービスの利用が可能です。

嬉野市の入所者は令和6（2024）年1月末現在37人で、内訳は済昭園（嬉野市）32人、シルバーケア武雄（武雄市）3人、伊万里向陽園（伊万里市）2人となっています。

【計 画】

今後も入所要件にある高齢者を早期発見し施設への入所を行っています。

⑩軽費老人ホーム（ケアハウス）

【現 状】

60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）で身体機能の低下や高齢のために在宅生活に不安のある方が入所の要件です。高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう工夫された施設で、介護保険サービスの利用もできます。

嬉野市には、和泉式部の里（定員30人）、うれしの（定員15人）の2か所があります。

【計 画】

今後も入所要件にある高齢者を早期発見し施設への入所を行っていきます。

⑪認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

【現 状】

認知症の高齢者等が介護を受けながら少人数（5～9人）で共同生活を行うもので、家庭的な環境を維持しながら食事、買い物、入浴、排泄等の支援や趣味活動、機能訓練等を実施することにより、認知症の高齢者が、安全で安心した生活を送ることができます。

嬉野市には、嬉野町4か所（千寿荘、私とゆかいな仲間、紫陽花の路、季楽里ふぁむ）、塩田町1か所（しきぶの里）の5施設があります。

【計 画】

今後も、地域におけるニーズを踏まえつつ、杵藤地区広域市町村圏組合や県等、広域的な調整を図りながら、基盤施設の充実を推進します。

⑫介護保険施設等

【現 状】

嬉野市では、介護保険事業を杵藤地区広域市町村圏組合の構成市町共同で実施し、介護保険事業計画に基づき、介護認定審査会の開催、介護認定、介護保険給付、介護保険料徴収等の業務を行っています。

介護保険関連の施設・事業所は、前掲の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のほか、市内に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）3か所、介護老人保健施設1か所、通所リハビリテーション5か所、通所介護15か所、地域密着型通所介護9か所、認知症対応型通所介護3か所、訪問看護1か所、訪問介護5か所、居宅介護支援事業所6か所があります。

【計 画】

今後も、地域におけるニーズを踏まえつつ、杵藤地区広域市町村圏組合や県等、広域的な調整を図りながら、基盤施設の充実を推進します。

7 認知症施策「共生」と「予防」の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、市民全てが認知症について正しく理解し、地域全体で認知症の人とその家族の生活を支えていく必要があります。

認知症の人が尊厳を保ちながら穏やかな生活をおくり、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進します。

(1) 認知症に対する正しい理解の啓発

【現 状】

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。認知症になっても人間としての尊厳が保たれ、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい豊かな暮らしが保障されることが重要となります。

しかし、認知症に対する理解はまだまだ十分に進んでおらず、もの忘れの症状に加えて認知症高齢者に対する誤解や偏見が当事者や介護者の生活のしづらさを生み出している状況です。

【計 画】

本人、家族や身近にいる地域住民（子どもから高齢者まで）が、認知症の症状や早期発見の重要性について正しく理解し、誤った偏見等を持たないように、認知症の方に温かく手を差し伸べ、正しく対応が出来るよう認知症サポーター養成等の啓発を行い、すべての人が認知症を正しく理解し認知症の当事者や介護をされている方に適切に対応できる環境づくりに努めます。特に、令和6年度から市内全ての小学4年生を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、小学生のころから認知症についての認識と理解を深め、思いやりの心を育むことで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

	実績	計画		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター受講者数	2,303人	2,550人	2,800人	3,050人

(2) 早期診断・早期対応

【現 状】

嬉野市には「認知症疾患医療センター」として佐賀県の指定を受けた専門の医療機関があり、常日頃から連携を図り、認知症の早期発見・早期診断に努めています。

また、平成28年10月から、認知症初期集中支援チームが活動を開始し、複数の専門職（医師・保健師・看護師・社会福祉士等）がチームを組み、対象者やその家族を訪問し、初期支援を集中的に行い、自立生活をサポートしています。

【計 画】

「認知症疾患医療センター」として佐賀県の指定を受けた専門の医療機関、認知症サポート医、かかりつけ医等との連携を図り、認知症の早期発見・早期診断に努めます。

認知症初期集中支援チームについては、認知症が疑われる人やその家族を訪問し、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートに取り組んでいきます。

(3) 認知症対策の体制整備（認知症ケアパスの活用）

【現 状】

認知症の人が、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、流れが分かるように示した認知症ケアパスを配布し、認知症の人が適切な医療・介護が受けられるよう支援しています。

嬉野市では、令和4年度に認知症ケアパスを更新作成し、市内事業所や医療機関等に配布しています。

【計 画】

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けることができ、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の人の状態や進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを見える化し、理解することを目的としたツールとした認知症ケアパスがあります。これを市民、関係機関に周知することで認知症の人や家族が地域にどのような支援があるかわかりやすいような環境を整え、また、その都度内容を見直し、より良いものにすることで切れ目なく支える体制整備を構築します。

(4) 若年性認知症の人への支援

【現 状】

若年性認知症は診断が難しいことや、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きいこと、就労や社会参加に対する意欲が高いにも関わらず、受け入れる場がないことなど、高齢者とは異なる特徴や課題があります。加えて、患者数の少なさから若年性認知症特有のサービスも少なく、支援の幅も狭いことが問題となっています。

【計 画】

若年性認知症の人の活躍の場を創出するとともに、若年性認知症の人が利用できる様々な制度についてわかりやすく情報を提供し、高齢者とは異なる視点での、医療、介護、就労・居場所づくり、家族支援などの一体的な支援を行っていきます。

(5) 認知症の人の権利擁護事業について

【現 状】

認知症の進行により、判断能力が低下しても、生活の基本であるお金・財産の管理、医療・介護・福祉などの社会サービスを本人の意思に基づき適切に利用できる環境を整えていくことは高齢者の権利擁護として重要な課題です。そのため、成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止をはかる上でも重要な制度です。

【計 画】

認知症高齢者が地域で安心して生活ができるよう、地域住民、福祉、法律関係等の専門職でチームを形成し、高齢者虐待防止の普及啓発・虐待事例の早期発見・支援、意思決定支援や成年後見制度の利用支援を行い、認知症高齢者を取り巻く高齢者の権利擁護を図り、地域全体で支えていけるよう支援していきます。

(6) 認知症の人とその家族を支える地域づくり

【計 画】

認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症にやさしいまちづくりを推進していきます。具体的には、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成するため、地域や職場、学校等での認知症サポーター養成講座を推進し、多くの人々が認知症に対して正しく理解し、接することができるよう支援していきます。

また、認知症本人や家族の交流の場である「認知症カフェ」の設置を進めて、認知症への理解を深めるとともに、ピアカウンセリングの機会をつくり、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援していきます。

さらに、認知症の代表的な症状のひとつである徘徊に対し、「見守りシール事業」を継続し、認知症高齢者の見守り、安全をサポートしていきます。

	実 績	計 画		
	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ	3か所	4か所	5か所	6か所

8 生活支援体制整備事業

超高齢社会や介護人材不足により介護サービスを受けることができない高齢者や周囲との関係性の希薄化により孤立化し日常生活に支障をきたしてしまう高齢者等を増やさないようにするために、地域での受け皿の整備が急務となっています。

そのために、嬉野市では、平成 28（2016）年 4 月に生活支援体制整備事業を開始し、研究会での協議の後、平成 29（2017）年 4 月より第 1 層協議体（市全体）を発足させました。

第 1 層協議体では、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を中心に、民生委員や企業、住民組織など幅広い住民有志が集まり、高齢者の生活支援のために必要となる地域資源の把握や実際の地域課題について話し合いながら、これまでの介護サービスや支援では補いきれない、細やかな生活支援のための新しいサービスの創出について協議を行います。

さらに、第 2 層協議体（中学校区）において、各校区での地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）とともに、地域高齢者のニーズ把握と、実際の活動方法について自由な市民の参加による話し合いで、それぞれの地域の特性に応じた独自のサービスを住民自らが創り上げていきます。

生活支援体制整備事業の活動の主役は地域住民であり、その活動を支えていくのが地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の役割です。地域支え合い推進員は、地域の声やニーズを把握し、関係者間のネットワークを協議体の中で図ることにより、ボランティアの養成や日常生活の支援のための活動の場に繋げることが重要です。

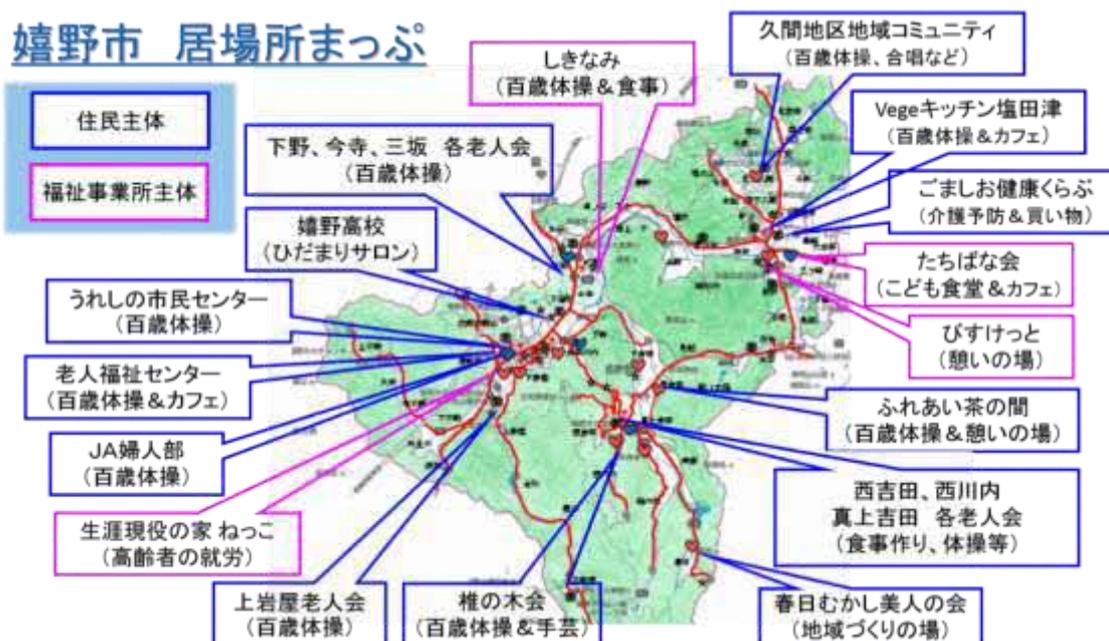
【現 状】

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を維持していくために、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築することを目的として、支援ニーズとサービスコーディネートを担当し、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。

第 1 層及び第 2 層協議体の会議、生活支援コーディネーター連絡会を定期的 to開催することにより、地域の現状と問題点の把握に努め、地域において必要なサービスを提供できるように進めています。

地 区	名称や場所	活動内容
市内全域	住まいるサポート	買い物、掃除、ごみ出し等の生活支援
塩田	ごましお健康くらぶ	送迎支援、百歳体操・レクリエーション、買物支援
	第一たちばな学園	こども食堂の開催、ふれあいカフェ
	塩田津ふれあいカフェ	百歳体操、料理作り、ふれあいカフェ
	大草野辺田老人会	百歳体操
	五町田コミュニティ	百歳体操
	久間コミュニティ	百歳体操

地区	名称や場所	活動内容
嬉野	下野老人会	百歳体操
	今寺老人会	百歳体操
	三坂老人会	3B体操、百歳体操、見守り支援
	嬉高ひだまりサロン	体操、レクリエーション、ふれあいカフェ
	嬉野コミュニティ	百歳体操
	嬉野老人福祉センター	百歳体操、ふれあいカフェ
	藤の会	百歳体操
	上岩屋老人会	百歳体操
吉田	生活応援ねこのて	買い物、通院等同行介助、掃除等の生活支援
	真上吉田老人会	百歳体操、裁縫や茶話会
	ふれあい茶の間	百歳体操、手芸等、ふれあいカフェ
	西川内老人会	百歳体操
	西吉田老人会	百歳体操
	納戸料老人会	百歳体操
	峰川原老人会	百歳体操
	むかし美人の会	分校カフェにて茶話会、漬物づくり
	春日老人会	百歳体操



【計 画】

これまで、生活支援コーディネーターの関わりによって、いろいろな事業が立ち上がり活動しています。今後は、これらの事業を支援・継続・発展させていくとともに、居場所づくり、移動支援（サロン送迎、買い物支援、通院支援等）、見守り支援（ゴミ出し支援、自宅周辺の草取り、声掛け、見守り、話し相手や心配事相談等）など生活の中に課題を抱える高齢者の把握や具体的な支援について実際の活動へと繋げていきます。

9 避難行動要支援者への避難支援の推進

災害発生時または災害が起こる恐れがある場合に一人で避難することが難しい方が円滑に避難できるように、避難行動要支援者名簿を管理し、地域の人々や社会福祉協議会、各行政機関と連携し、避難支援の体制構築を図ります。

【現 状】

避難行動要支援者の対象者に、年数回、個別避難計画書作成のために通知を発送しています。また災害発生時に備えて市の避難支援等関係者（行政区長、民生委員・児童委員、鹿島警察署、嬉野消防署、嬉野市社会福祉協議会）に避難行動要支援者名簿と個別避難計画書を配布しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (9月末時点)
避難行動要支援者数	1,135人	1,140人	1,117人
同意者	793人	740人	711人
個別避難計画作成者	741人	675人	662人
同意者のうち計画作成率	93%	91%	93%

【計 画】

『嬉野市地域防災計画』に基づいて災害発生時または災害が発生する恐れがある場合に、一人で避難することが難しい方の円滑で迅速な避難を行うために、特に支援を必要とする避難行動要支援者に対して避難行動要支援者名簿と個別避難計画書を作成し、平常時から見守り等を行い、災害時にはこれらを活用し、迅速な避難行動を行えるように整備を進めていきます。なお、個別避難計画書については、介護の認定を持つ高齢者が多いため、市内のケアマネジャー等の協力を得てより多くの方の計画書作成を進めていきます。

第5章 施策の推進に向けた行政の体制

1 総合相談・苦情相談

高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターが主となって地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度につなげる等の支援を行っていきます。

2 サービス情報の提供

高齢者が健康、福祉、介護に関するサービスを必要とした時に、地域包括支援センターがこれらの情報を迅速かつ的確に提供できる体制の維持・充実を図っていきます。

3 広報活動

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、健康、福祉、介護等に関する適切な情報を市報、ホームページ、ほっとステーション、くらしの便利帳、パンフレット等の多様な媒体を活用しながら、より速やかに提供できるようにしていきます。

4 関係部門等の連絡・調整

増加する高齢者を社会全体で支援するために、公的支援、相互扶助、自助の体制づくりを構築して、高齢者等だれもが安心して生活できる住環境づくりを推進し、地域社会に根ざした地域包括ケアシステムの構築とそれを活用した福祉のまちづくりを推進します。

そのためには、保健、福祉、医療、住環境に関わる行政・関係機関・団体、地域住民が相互に連携・調整を図ることが不可欠です。

また、行政は、総合調整の機能と財源確保に努めるとともに、関連情報等を地域社会の中に共有化する組織づくりや関係団体の活動を積極的に支援していきます。

5 専門的人材の確保

高齢者の生活を支える上で大切な介護保険の制度ですが、それを担う介護職員の不足が深刻な問題となっています。市内でも介護職員の高齢化や不足のためにグループホームや訪問介護事業所、通所介護、居宅介護支援事業所などのサービス事業所がやむなく閉鎖せざるを得ない状態が続きました。

これらを少しでも解消するために、新たに介護施設に転職した方や福祉の資格を取得するための経費に対して補助金を交付するなどし、介護施設の職員不足を解消し、安定したサービスを提供できるように検討していきます。

また、市内の高校との連携を図り、若い人材の育成に協力していくとともに介護ボランティアの登録、活用など、福祉、介護人材の裾野を拡げる取り組みを行っていきます。

6 高齢者の住まいの確保

高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々です。どのような状態であってもなるべく住み慣れた場所で介護のサービス等を利用しながら自立した生活を送れるように支援していきます。

また、高齢者の住まいのニーズも多様化しており、個々の状況に応じた住まいを確保する必要があります。いろいろな形態の高齢者の施設が有り、その特色を理解して一人ひとりの高齢者に合った住まいを検討していきます。

7 生活困窮者への支援

家庭環境や経済面などの様々な理由により、自立した生活が困難な高齢者に対し、自立相談支援事業、家計改善支援事業などを活用し、経済面や住まいなど複合的に関係機関と連携をとりながら支援していきます。

8 感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々の感染症に対し、関係機関と連携し、感染症発生時の支援体制を構築します。また日頃から感染症に対する予防についての指導、教育を実施していきます。